

令和4年第7回常陸太田市議会定例会会議録

令和4年12月5日(月)

議事日程(第2号)

令和4年12月5日午前10時開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員

7番	藤田謙二	議長	8番	深谷涉	副議長
1番	石川剛	議員	2番	根本仁	議員
3番	嶋志田悟	議員	4番	森山一政	議員
5番	小室信隆	議員	6番	菊池勝美	議員
9番	平山晶邦	議員	10番	益子慎哉	議員
11番	深谷秀峰	議員	12番	高星勝幸	議員
13番	成井小太郎	議員	14番	茅根猛	議員
15番	後藤守	議員	16番	高木将	議員
17番	宇野隆子	議員			

説明のため出席した者

宮田達夫	市長	田中慈和	副市長
石川八千代	教育長	綿引誠二	政策推進室理事
武藤範幸	総務部長	岡部光洋	企画部長
高木道安	市民生活部長	柴田道彰	保健福祉部長
岡田和也	農政部長	根本晋	商工観光部長
高橋学	建設部長	柴田雅美	会計管理者
畠山卓也	上下水道部長	大関正幸	消防長
西野保	教育部長	榊一行	農業委員会事務局長
綿引久雄	秘書課長	富山晴美	総務課長
井坂光利	監査委員		

事務局職員出席者

根本勝則 事務局長 富田弘明 次長兼議事係長

午前 10 時開議

○藤田謙二議長 ご報告いたします。

ただいま出席議員は 17 名であります。

よって定足数に達しております。

直ちに本日の会議を開きます。

○藤田謙二議長 本日の議事日程は、議事日程表のとおりといたします。

日程第 1 一般質問

○藤田謙二議長 日程第 1，一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

2 番根本仁議員の発言を許します。2 番根本仁議員。

[2 番 根本仁議員 登壇]

○2 番（根本仁議員） おはようございます。2 番根本仁でございます。

ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、大項目 1，新総合体育館整備についてです。

新総合体育館につきましては、今までも説明をしていただきましたが、整備に関わる環境が変化してきており、進捗状況等の確認を含め、改めて次の 2 つを質問いたします。

バスケットボールの B リーグは、将来構想として、2026 年から競技力以上に事業力重視の考えを示しました。

具体的には、リーグ参入のためのライセンス条件として、平均入場者 4,000 人以上、売上高 12 億円以上とし、昇格降格の基準をチームの強さではなく、集客や売上高を基準としました。バレーボールの V リーグにおきましても、2 年後のシーズンから、将来のプロ化も視野に入れた新リーグを発足させ、地域に密着した独立採算を推し進めるとの新リーグ構想を発表しました。

詳細はまだ明らかになっておりませんが、今後、リーグ戦の招致基準がハード面、ソフト面ともに高くなると思われまます。

プロの競技団体は、多くの方に来ていただくことが大切であり、新総合体育館はその基準を満たさなくなる可能性が高まっていると感じております。

また、たくさんの方に会場に来ていただき、プロの試合を継続的に開催するためには、体育館以外の環境も大切になります。人口規模、JR やバス等の公共交通機関のアクセス、将来の子どもの人数など、水戸市や日立市と比べたとき、集客数を重視しているプロの競技団体が本市を選択し、10 年を超えるような長期間、継続的に試合を開催することが難しくなったのではないかと感じております。

そこで、2,000 席を活用するような試合を開催するための各競技団体との話し合いや、調査の

状況など、試合開催の見通しについてお伺いいたします。

次に、2つ目といたしまして、整備費のコスト管理についてです。

基本設計で整備費用がおおよそ68億円と示されました。令和3年8月改定の事業費は46億円であったことから、おおよそ1.5倍になっております。この金額は、最近の物価高騰のことを踏まえますと、さらに上がっていくことが予想されます。

10月の報道で、2月の大阪万博について次の記事が記載されておりました。

パビリオンの建設費用として、当初74億円だったものが、9月に優先交渉者に選ばれた業者の提案額は、195億円と2倍を超えた。そこで、大阪府と市は、屋根素材をガラスから透明な膜に、木材を鉄骨に変えたりして115億円に抑えた。

さらに、11月21日の追加報道では、整備費用98億円に削ったとありました。その際の大阪府の吉村知事のコメントとして、設計の段階で不十分な点があった。増額により、府民への負担が生じ申し訳なく思う。今後はコスト管理をより強化しながら、府民や、将来の大阪にプラスになるようなパビリオンをつくっていきたいとありました。

本市においても同じような状況であり、今まで以上にコスト管理が大切になります。

そこで、本市におけるコスト管理の強化について所見をお伺いいたします。

次に、大項目2、幼稚園こども園の送迎バスの安全確保についてです。

9月5日、静岡県牧之原市の認定こども園、川崎幼稚園におきまして、5時間にわたり猛暑のバスの中に置き去りにされ、3歳の女児が亡くなりました。とても痛ましい事故でした。この事故は、その悲惨さだけでなく、幼稚園の管理体制や、その後の対応のまずさから、連日テレビ等で報道されました。

さらに、11月12日には、大阪府岸和田市で、保育園駐車場に止めた車内で2歳の女児が亡くなりました。これは、女児の送迎を行っていた父親が保育園に預けたと思い込み、車に乗せたままにしたために起きた事故でした。この時には、連絡がなく、園児が欠席の場合は保育園が家庭に連絡することになっていたが、職員が失念、連絡したつもりになっていた。保育園側の責任も重大であるとの報道がありました。

保育園の責任については議論があるところだとは思いますが、保育園が家庭に連絡していれば事故防ぐことができた可能性も高かったことも事実です。

置き去りによって園児が亡くなる事故は昨年も一昨年もあり、県内でも発生しております。本市としても危機感を持って対応しなければなりません。

そこで、本市における送迎バスの置き去り防止の取組についてお伺いいたします。

続きまして、大項目3、民間集合賃貸住宅の助成制度についてです。

現在、常陸太田市への定住を促進するため、集合賃貸住宅を建設する民間事業者に建設費用の一部を助成しております。この制度は、新築または建て替えのみを対象としております。しかし、新築または建て替えの集合住宅に限定せず、既存の集合住宅のリフォームやリノベーションも対象にすることで比較的安い物件が供給でき、移住者の選択肢を増やすことにつながり、常陸太田市への移住を促進する効果があると思われま。また、既存の住宅を活用することで空き部屋

対策にもつながると考えますが、所見をお伺いいたします。

以上、3項目、4件についてお伺いいたしまして、私の1回目の質問を終わります。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 教育委員会関係の2つのご質問にお答えをいたします。

初めに、新総合体育館についての2点のご質問にお答えをいたします。

1点目の、プロの試合を開催するための競技団体との打合せや調査の状況等、試合開始の見通しについてのご質問でございますが、まず、新総合体育館におきましては、トップレベルの大会といたしまして、プロの試合はもとより、実業団、大学等の大会や、プレ大会、練習試合、高校の県大会などを含めた誘致を想定して検討を進めてきたところでございます。

競技団体との打合せの状況でございますが、整備基本計画策定の段階から競技団体の代表者の方を検討委員会の委員に選定し、トップレベルの大会誘致に必要な客席数、諸室、設備及び機能などについてご意見を伺うとともに、この間、各競技団体からヒアリングを行い、詳細な条件等を基本設計の中に反映させているところであります。

次に、調査の状況でございますが、これまで、バスケットボールやバレーボール、バドミントンの試合や、他の同様の施設の視察等を行い、観客や選手等の動線や、会場の雰囲気、レイアウトを確認し、基本設計に取り込んできたところであります。

次に、試合開催の見通しでございますが、バスケットボールのB1リーグにつきましては、新たなリーグ参入の条件であるホームアリーナの客席数5,000席、その8割である平均入場者数4,000人に対し、当市が計画している客席数が1階及び2階席を合わせまして2,000席程度であることから、これまでの開催団体との協議におきまして、公式戦の開催は難しい旨を示されておりますので、プレシーズンマッチなどの誘致を働きかけているところでございます。

バレーボールのVリーグにつきましては、客席数の規定はなく、現状では2,000席以下の会場でも開催されている状況にあります。

引き続き、関係者と情報交換を密にし、必要となる客席数、諸室等の動向について情報収集に努め、今後予定している実施設計で対応できるものにつきましては検討してまいりたいと考えております。

また、集客につきましては、競技団体が主として行うものでございますが、市も情報発信などの協力を行い、多くの方々が観戦に訪れていただけるよう努めてまいりたいと考えております。

2点目の、整備費の高騰することが予想される中でコスト管理強化についてのご質問でございますが、本年4月よりスポーツ振興課内に新体育館建設準備室を設け、建築に関する専門的な知識を有する職員を配置し、基本設計を進めるに当たって随時コスト管理を行うとともに、建設部、上下水道部などの関係部署と連携を図りながらコスト管理を含めた検討を進めてきているところでございます。

今後の実施設計につきましても、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができ、夢を育み、にぎわいが生まれる総合体育館としての必要な機能を確保しつつ、整備費のコスト縮減に努めてまい

ります。

なお、資材価格の高騰による整備費の増額分につきましては、第1回目の追加交付申請を本年7月にしたところでございますが、今後も整備費の増加が見込まれる場合は、随時国や県と協議し、適切に対応してまいりたいと考えております。

続きまして、送迎バスの置き去り防止の取組についてのご質問にお答えをいたします。

現在、市内の公立の幼稚園、こども園で送迎バスを運行しておりますのは、幸久幼稚園、うぐいすこども園、すいふこども園、さとみこども園の4園で、51名の園児が利用しております。

4園とも、運行業務につきましてはバス事業者へ業務委託し、各バスには運転手の他に、園児の乗降に対応する添乗員を配置して運行に当たっております。

置き去り防止の対策につきましては、各園が定めた通園バスマニュアルに基づき、各園とバス会社が共通認識の下行っております。

具体例を挙げますと、朝の乗車時は個人ごとに決められた停留所でバス添乗員が保護者からの健康状態等を確認した上で、利用者名簿との照合を行い乗車いたします。

園での降車時は、出迎えの園の職員が添乗員とともに名簿を確認しながら、降車時に人数を確認いたします。

降車後のバス車内につきましては、運転手、添乗員、園の職員がそれぞれ確認した後、車内消毒に合わせて再度確認し、さらに、バスの車庫に戻ったとの確認と、3重での確認を行っております。

さらに、登園後は園庭または教室での点呼を行い、欠席の連絡がなく登園していない園児がいる場合には、電話等により保護者へ連絡を取り、連絡が取れない場合には、園の職員が直接園児宅を訪問して所在の確認を行っております。

今後におきましても、引き続き、通園バスマニュアルに基づく対応を徹底していくとともに、通常担当している職員が他の職員に変更した際も同様の対応を取ることができるよう、職員研修を行いながら、安全確保に努めてまいります。

また、送迎バスへの安全装置の設置につきまして、来年4月から義務化されることが国により示され、現在、安全装置の性能要件等の検討がされているところでございます。

今後、国における具体的な内容の決定がありましたら、速やかに対応をしてまいります。

○藤田謙二議長 建設部長。

〔高橋学建設部長 登壇〕

○高橋学建設部長 民間集合賃貸住宅建築費用助成制度における既存の賃貸物件に対する助成についてお答えいたします。

既存の賃貸物件につきましては、令和2年度にリフォームなど機能向上を目的とした改修費用を助成の対象といたしましたが、入居者が退出後の内装などの修繕工事に関する問合せが1件しかなく、助成の対象となる機能向上を伴う工事に関する問合せや申請はございませんでした。

その理由といたしましては、既存の賃貸物件のリフォーム等は、入居している部屋と空いている部屋が混在する中で、機能向上を目的とした全面的な改修を行うことが難しい側面もあるため

と考えておりますが、今後とも、既存賃貸物件のリフォームの状況などについても情報収集に努めてまいります。

○藤田謙二議長 根本議員。

〔2番 根本仁議員 質問者席へ〕

○2番（根本仁議員） ご答弁ありがとうございました。

新総合体育館につきましてですが、先週、私はアダストリア水戸アリーナで茨城ロボッツの試合を見てきました。

演出がすばらしく、会場と観客の一体感がありました。本市でも、このように市民の皆さんが楽しめる施設になれば素晴らしいことであると思っております。

一方で、プロの試合を行う体育館と市民が使いやすい体育館では、つくりが異なる部分があり、2,000席を使用する試合の開催が難しいのであれば、市民が使いやすく、コストも抑えた体育館への変更も検討したほうがよいのではないかと考えておりました。

先ほどの答弁で、現在もプロの試合の開催に向けて競技団体のご意見をいただきながら進めているとのこと、承知しました。ただ、ホームページなどで見ますと、プレシーズンマッチはアダストリア水戸でしか行っておりません。また、バスケットボールのBリーグ新構想が示されたのが今年の6月22日、バレーボールVリーグの新構想が明らかになったのが10月14日で、さらに年内に新リーグの概要を発表するとのことでした。

常陸太田市の招致にとって厳しい方向への改革となることが予想されます。引き続き、各競技団体との連携を密にし、動向を的確に判断し、プロポーザル方式の利点である業者との共同作業を行いながら、将来の常陸太田市民にとってよりよい体育館になるよう要望いたします。

コスト管理につきましても承知いたしました。

今後も整備費が高騰することが予想されますので、市民への負担が大きくなるようコスト管理の強化をお願いいたします。

また、今回、プロポーザルの審査結果として、受託候補者と合計得点、選定理由を総括したものが公表されておりましたが、何の項目があり、どのように評価したのかが分かりませんでした。プロポーザル方式のデメリットである、透明性、公平性を確保するため、審査の項目内容や配点、項目ごとの得点など、できる限り公表することをお願いいたします。

大項目の2、幼稚園こども園の送迎バスの安全確保につきまして、ご答弁ありがとうございました。

事故は幾つもの偶然が重なって起きています。川崎幼稚園の場合も、運転士がバスを消毒する際に園児が取り残されていないか確認することや、連絡のない園児が欠席する場合には家庭に連絡することになっておりました。岸和田市立の保育園でも、無断欠席の場合は保育園が家庭に連絡することになっていたそうです。

ほとんどの園では、事故防止のためのマニュアルがあり、それに沿った対応が行われております。しかし、思い込みや勘違い、事実の誤認など、幾つかのことが重なり事故が起きている実態があります。これらを踏まえ、本市において、絶対に同じ事故が起きることのないよう、各園の

事故防止策を確認し適切に指導助言をしていただきたいと思います。

例えば、先ほどの答弁の中で、欠席の連絡がなく登園していない園児がいる場合には、電話等により保護者へ連絡を取り、連絡が取れない場合には直接園児宅を訪問するとありました。丁寧な対応であると感じています。

しかし、今年起きた事故のように、担任が勘違いや失念してしまったとき、連絡は大丈夫でしょうか。また、連絡が取れない場合は家庭訪問をするとのことですが、連絡が取れないとき、保護者が家庭にいらっしゃるのでしょうか。もし、このときバスの中に園児が取り残されている状況でしたら、自宅に子どもはいません。保護者も子どもを預け、安心してどこかへ行っているのではないのでしょうか。まさに、この場面が危機だと思います。

万が一を想定してこそ、事故防止につながります。答弁にありました対応を徹底するために、見える化、共有化、確認の確認などがキーワードになります。各園の実態に合わせ、形式だけのマニュアルにとらわれない、さらに踏み込んだ対策の確認をお願いいたします。

その際、職員はトイレに行く時間もないほど忙しい時間帯でもありますので、職員にとって過度の負担とならない、簡単で実効性のある対策を講じるようお願いいたします。

大項目3、民間集合賃貸住宅の助成制度につきまして、答弁ありがとうございました。今後、情報収集に努めるということでしたので、情報収集を行い、実情に応じて適切で速やかな対応をお願いいたします。

以上で私の一般質問を終わります。

○藤田謙二議長 次、3番鴨志田悟議員の発言を許します。3番鴨志田悟議員。

〔3番 鴨志田悟議員 登壇〕

○3番（鴨志田悟議員） 3番鴨志田悟でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、ウィズコロナにおける人口減少対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の流行が始まってから、はや3年になります。その期間、社会生活は大きく変わり、コロナウイルス感染症下、いわゆるウィズコロナ社会の在り方が、現在大きな社会問題となっています。

特に、医療体制の見直しとともに社会経済活動との両立が課題とされています。そのような中、本市のまちづくりの課題の一つである人口減少対策についても、ウィズコロナを踏まえた対策が必要かと考えます。

そこでまず、ウィズコロナにおけるイベント等による交流人口対策の課題について、コロナ感染症によるイベント等の現況についてお伺いします。さらに、本市の地域資源を生かした、誘客促進の施策に関連して、ウィズコロナにおける交流人口増の対策についてお伺いします。

続いて、ウィズコロナにおける定住人口の創出についてであります。

その視点として、私は、関係人口に注目します。移住した定住人口でもなく、観光に来た交流人口でもない、特定の地域に多様な形で関わる関係人口は、地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待できますし、強いては移住にもつながります。

そこで、ウィズコロナにおける関係人口の創出・拡大に向けた取組についてお伺いします。
さらに、ウィズコロナにおいては、ますます情報発信力が重要かと考えます。
そこで、定住人口の創出につながる市の魅力を発信する施策について、現況をお伺いします。
次に、農村環境の保全についてであります。

現在、多くの農業地域の課題は、高齢化、労働力不足、共同作業の維持困難、農産物の価格の低迷、農地の受け手がない、土地持ち非農家の増加等が指摘され、さらに、空き家や耕作放棄地の増加による農村環境保全が喫緊の課題であると考えます。

そこで、本市が取り組む農業集落機能の維持強化のための共同活動の推進についてですが、初めに、農業集落機能の維持強化のための共同作業の現況と、その課題についてお伺いします。

続いて、耕作放棄地の発生防止と活用についてですが、農林水産省は、令和2年、荒廃農地の現状と対策についての中で、耕作放棄地を、以前耕作していた土地で、過去1年以上作物を作付せず、この数年の間に再び作付けする意思のない土地とし、その発生防止と解消に向けた対策を戦略的に進める必要を指摘しています。

先ほど述べた農産物価格の低迷する中、農業従事者が高齢化し、農地の引受手が不足している状況の中で、圃場は未整備、あるいは土地条件が悪い農地を中心に耕作放棄地が増加している傾向にあります。

私が住む地域でも毎年増え続け、地域でもその保全に苦勞しているところです。

そこで、本市の耕作放棄地の現況について、まず、お伺いします。

さらに、耕作放棄地の対策とその成果についてお伺いします。

次に、文化財の保存活用についてであります。

本市は豊かな自然に恵まれた中、縄文弥生時代から綿々と続く歴史があります。その間、古墳奈良時代、さらには、佐竹時代や水戸徳川時代は全国的にも特に注目される地域でした。そして、今日に続く数多くの貴重な文化財が生まれました。その文化財は、魅力あふれる地域づくりの礎として、また、コミュニティの活性化に寄与する歴史資源でもあります。

しかし、貴重な文化財も何の手だてもなければ煙滅してしまいます。その上、今日、過疎化、少子・高齢化の進行など、社会状況は急激に変化し、新たな文化財の保存活用が大きな社会的問題にもなっています。

そのような中、文化庁は平成30年に「文化財保護法」の改正を行い、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題であり、未指定を含めた文化財をまちづくりの核とし、社会総がかりでその継承に取り組んでいくことが必要であることを指摘しています。

さらに、地域における文化財の計画的な保存活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図るとしました。

そこで、指定文化財等の保存について、本市の指定文化財等の件数についてお伺いします。

さらに、改正「文化財保護法」を踏まえて、本市の指定文化財等の活用についてお伺いします。

次に、文化財の確実な保存についてですが、国や県の指定文化財となることは、まちづくりの地域の活用はもちろん、交流人口、関係人口生む重要な経済的資源、観光資源として、まちづく

りの起爆剤になり得ると考えます。

そこで、2点お伺いします。

1点目は、国県指定文化財に向けた取組について。2点目は、本市の指定文化財の管理修理の現況についてお伺いします。

以上で私の1回目の質問は終了いたします。大変ありがとうございました。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

〔根本晋商工観光部長 登壇〕

○根本晋商工観光部長 ウィズコロナにおける人口減少対策について、(1)ウィズコロナにおけるイベント等による交流人口対策の課題についての、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、コロナ感染症によるイベント等の現況につきましては、コロナ禍前及び今年度に開催いたしました、各地区の代表的なイベントの来場者数につきまして申し上げます。

まず、太田地区の常陸秋そばフェスティバル里山フェアにつきましては、コロナ禍前の令和元年度は7万人、今年度は4万6,000人でございます。

次に、水府地区の竜神峡鯉のぼりまつりにつきましては、コロナ禍前の令和元年度は4万4,266人、今年度は2万8,746人でございます。

里美地区の里美かかし祭りにつきましては、コロナ禍前の令和元年度は8万人、今年度は4万1,409人でございます。

また、金砂郷地区の金砂郷けんちん村まつりにつきましては、コロナ禍前の平成30年度は5,500人、今年度は2,500人でございます。

なお、これらのイベントを含め、太田まつりや秋の竜神峡紅葉まつりなど、市の全てのイベント来場者数につきましては、一部平成30年度のデータとなりますが、コロナ禍前の令和元年度の合計30万3,000人に対しまして、本年度13万3,000人と、コロナ禍前のにぎわいには戻っていない状況でございます。

2点目のウィズコロナにおける交流人口増の対策についてにつきましては、観光庁が本年10月11日より観光支援策として開始しました全国旅行支援による効果に加え、こうした施策における感染症拡大防止策なども参考に必要な対策を行いつつ、交流人口の拡大や、インバウンド需要の取り込みに向けて、これまで行ってまいりました事業、例えば、プレミアム付旅行券、観光客向けレンタカー料金の助成、団体旅行の催行事業者への旅行費用助成などに加え、ホームページやSNSによるタイムリーな情報発信等の強化に努めてまいりました。

また、姉妹都市等の交流都市を通じた交流人口の増加につきましても、一定の効果が期待できることから継続していく予定でございます。

その他、誘客促進に向けた取組としまして、茨城県やJRとの連携事業であるデスティネーションキャンペーンを開始しますので、こうした新しい取組なども活用しながら、ウィズコロナにおける交流人口増の対策として取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 ウィズコロナにおける定住人口の創出について、2点のご質問にお答えいたします。

1点目の関係人口の創出拡大に向けた取組につきましては、コロナ禍においては、移動制限などの制約や感染症対策を講じながら事業を進めてまいりましたが、新しい生活様式への取組といたしまして、内閣府が開設した地域未来構想20オープンラボを活用し、令和2年度及び令和3年度の2か年にわたり、試行的にお試しワーケーションをかなさ笑楽校において実施したところでございます。

このワーケーションによる本市の来訪、滞在につきましては、地域との交流を通して活性化の進展などを期待しつつ、最終的には、移住・定住につながることを期待したもので、今年度からは指定管理者の実施事業へ移行しており、民間事業者のノウハウも活用し、本市の自然や様々な施設の特性を生かしたメニュー作成を進め、関係人口の創出につなげてまいりたいと考えてございます。

また、コロナ禍により都市と地方の2地域間居住に目が向けられる中、移住・定住を目的としたお試し居住や、空き家バンク事業では農業や地域交流を体験していただいたり、農地つきの物件を提供することにより、関係人口の拡大に寄与するものと考えてございます。

この他、コロナ禍以前より実施をしてまいりました関係人口の創出・拡大に向けた関連事業につきましても、継続・推進し、本市への人の流れをつくってまいりたいと存じます。

次に、定住人口の創出につながる市の魅力を発信する施策の現況についてでございますが、市ではこれまで、移住・定住対策といたしまして、住宅取得促進助成事業や、新婚家庭家賃助成事業などの各種補助や、ファミリーユクじらヶ丘の整備、里美白幡台団地内市有宅地の無償譲渡、空き家バンク制度などの推進・PRしながら、各種施策を進めてまいりました。

その成果といたしまして、令和4年版田舎暮らしの本におきまして、北関東での住みたい田舎ランキング3冠をいただいたことは、市の魅力発信に寄与するものと考えてございます。

これらの移住定住に関します情報と発信につきましては、市のホームページ内での移住・定住総合サイト、じょうずるライフでの案内・PRのほか、市の魅力を継続的に広く発信するため、民間の移住専門誌TURNSの年1回、紙媒体での市の紹介記事掲載を年3回掲載できるTURNSのウェブサイトへの掲載に変更し、より多くの方に閲覧していただけるようにしたところでございます。

また、コロナ禍におきましても、移住相談室への相談件数は増加傾向にありましたことから、新たな相談スタイルといたしまして、オンラインによる移住相談も実施したところでございます。

今後におきましても、ウィズコロナに配慮しつつ、各種制度の案内・PRを含め、本市の魅力発信につきましても、工夫をしながら進めてまいりたいと存じます。

○藤田謙二議長 農政部長。

〔岡田和也農政部長 登壇〕

○岡田和也農政部長 農村環境の保全について、初めに、農業集落機能の維持・強化のための共同活動の現況と、その課題についてのご質問にお答えいたします。

当市におきましては、市内の農村環境の維持保全のため、地域住民や農業者等によります協働活動を推進しているところでございます。

今年度の活動状況でございますが、農業者自身が保全活動に取り組む中山間地域等直接支払交付金事業につきましては、39地区、対象農地面積は約170ヘクタール、農業者と地域住民が協働で保全活動に取り組む、多面的機能支払交付金事業につきましては、19地区、1,400ヘクタールの農地保全活動に取り組んでいただいているところでございます。

これらの事業を進める上での課題といたしましては、担い手の高齢化等による離農や高齢者不足のほか、活動組織のリーダーや役員となる人材等の不足などがございます。

このため、担い手と期待される認定農業者等の確保に向けて、関係機関と連携し、農業機械や施設取得等の経営支援や、各種研修会等の技術支援などを行っております。

また、新規就農者の確保に向けましては、関係機関で組織する常陸太田地域就農支援協議会による技術研修、また、県内外で開催される、新・農業人フェアなどの就農相談会等への参加に加え、市独自に家賃や機械購入補助などの就農支援等を行うとともに、地域おこし協力隊制度を活用し、市外からの担い手確保にも取り組んでいるところでございます。

次に、耕作放棄地対策について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、市内の耕作放棄地の現況でございますが、農業委員会によります農地利用状況調査では、令和4年3月末時点の耕作放棄地の面積は、市内の耕地面積4,770ヘクタールのうち、遊休農地と荒廃農地を合わせて約260ヘクタールとなっております。

次に、耕作放棄地発生防止対策といたしましては、農地を有効活用するために、農業委員や農地最適化推進委員等による農地の売買・貸借など、農地の流動化の推進、また、農地の集積や集約の促進を図るための農地中間管理事業や基盤整備等の促進、常陸秋そばや枝物の栽培など、中山間地域に適した農業の推進等の各種支援事業を実施しているところでございます。

また、「農業経営基盤強化促進法」が本年度改正され、令和6年度末までに地域の話し合いにより目指すべき将来の農地利用の姿を明確化する地域計画を策定することになりましたことから、地域の皆様のご理解をいただきながら本計画を策定し、地域に合った農地利用を推進してまいります。

これまでの対策の成果といたしましては、令和元年度から3年間、耕作放棄地の面積は約260ヘクタールにとどまり、拡大しておりませんことから、一定の成果はあったと考えております。

今後とも、農村環境の維持保全のため、地域や国県などの関係機関と連携し、各地域の農地の現況に合った保全活動や耕作放棄地発生防止等、各種事業を推進してまいります。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 文化財の保存・活用についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、指定文化財等の保存活用についての2点のご質問にお答えをいたします。

1点目の指定文化財等の件数についてでございますが、現在、国指定文化財が7件、国選択文化財が1件、県指定文化財が41件、市指定文化財が92件、国登録文化財が18件、市登録文

化財が15件、合計いたしますと175件となっております。

2点目の指定文化財等の活用についてでございますが、文化財は活用することによりその価値がさらに高まるとともに、市民の文化財に対する意識への高まり、郷土に対する誇りや愛着が強まることが期待されるほか、まちづくりにもつながるものと認識をしております。

文化財の具体的な活用事業として、毎年10月第3土曜日、日曜日の2日間、文化財の虫干しを兼ねて一般公開する指定文化財集中瀑涼や、郷土資料館梅津会館における企画展の開催により、ふだん目にすることができない文化財に触れる機会を設け、市民の文化財保護意識の高揚、交流人口の拡大にもつなげているところでございます。

また、国登録文化財である梅津会館及び旧町屋変電所におきましては、地域のイベント時に使用されるとともに、ドラマやCM撮影が可能な場所として市フィルムコミッションに登録しており、プロモーションビデオやドラマの撮影等にも使用されるなど、活用が図られているところであります。

続いて、文化財の保存についての2点のご質問にお答えをいたします。

初めに、国県指定に向けた取組についてでございますが、文化財を国県指定という上位指定を目指す場合、文化財の種別にもよりますが、一般的に市文化財保護審議会の意見を受け、文化庁や県教育庁文化課の指導を受けながら、当該文化財の価値を明らかにするための調査を行い、報告書を添えて申請することになっております。

直近では、平成28年に西山ご殿跡（西山荘）が国指定史跡及び名勝になるに当たり、平成23年度から国庫補助金を活用して測量や古文書等の調査を行い、調査報告書を発行して、国指定申請を行っております。

現在の取組といたしましては、平成29年度より島町に所在します梵天山古墳と高山塚古墳及び小島町に所在します星神社古墳の3つの古墳につきまして、古墳群としての国指定史跡を目指し、試掘調査を実施しながら専門家による重要遺跡調査委員会を開催し、国指定申請に必要な3つの古墳の規模や時期・特徴などを価値づけしていく取組をしているところでございます。

次に、指定文化財等の管理・修理についてでございますが、管理につきましては、所有者の管理を支援するため、国、県指定文化財におきましては、県が委嘱した文化財保護指導委員による巡視を年2回、市指定文化財におきましては、市が委嘱した文化財保護協力員による年2回の巡視に加え、指定天然記念物等は樹木医による診断を年1回実施し、管理に関する助言・指導を行っているところであります。

また、市が郷土資料館に収蔵しております指定文化財等につきましては、害虫駆除を目的といたしまして年1回の燻蒸作業を行っているところでございます。

修理についてでございますが、文化財所有者から修理の申出があった場合には、所有者の経済的負担を軽減するため補助金を交付し、文化財の保護・保存を推進しているところでございます。

○藤田謙二議長 商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 大変申し訳ございません。先ほどの答弁の中で誤りがありましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

本市におけます全てのイベント来場者数のうち、本年度の来場者数につきまして、先ほど、13万3,000人と申し上げましたが、18万3,000人の間違いでございました。訂正をさせていただきます。

よろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

〔3番 鴨志田悟議員 質問者席へ〕

○3番（鴨志田悟議員） ただいまご答弁大変ありがとうございました。それでは、2回目の質問をさせていただきます。

初めに、ウィズコロナにおける人口減少対策についてであります。

イベント等の来場者数は、コロナ前に比べておよそ半数を超えるとのことで、まだにぎわいは戻っていないとの答弁でした。そのような状況の中で、イベント等の企画の見直しと同時に、情報発信の方法の工夫はますます重要かと考えます。そこで、ホームページ、SNS等を活用した情報発信において、コロナ禍前、コロナ禍及び今年度の状況についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。商工観光部長。

○根本晋商工観光部長 商工観光部長です。

ホームページ、SNSを活用した情報発信の状況につきましてお答え申し上げます。

市観光物産協会が管理しておりますホームページの利用件数でございますけれども、コロナ禍前が98万141件、コロナ禍の令和3年度が85万9,149件、本年度11月末現在で81万6,115件という状況でございます。

また、フェイスブックのフォロワー数でございますが、コロナ禍前が2,365件、コロナ禍の令和3年度が2,617件、今年度11月末現在で2,712件という状況でございます。

次に、インスタグラムのフォロワー数でございますが、コロナ禍前が5,485件、コロナ禍の令和3年度が6,545件、今年度の11月末現在で6,681件という状況でございます。

また、ツイッターにつきましては開始したのが令和3年度でございますけれども、フォロワー数は令和3年度が215件、今年度11月末現在で371件という状況でございます。

いずれも増加傾向であり、コロナ禍における有効な取組であると考えられますことから、引き続き当市の認知度向上に向け、情報メディア等の活用によるタイムリーかつ効果的な情報発信に取り組んでまいります。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） ありがとうございます。

SNS等の増加傾向、市側の工夫ある情報発信、理解しました。今後も効果的な情報発信をお願いします。

続きまして、ウィズコロナにおける定住人口の創出についてであります。

関係人口増となる取組を複数お答えいただきました。それぞれ特色があり、関係人口増の契機となると考えます。引き続き、関係人口増となる特色ある事業の取組をお願いします。

また、その中の内閣府の事業を活用した金砂小学校のお試しワーケーションの具体的内容、さ

らに現状についてお伺いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

お試しワーケーションにつきましては、令和2年度は、令和3年の3月25日、26日の1泊2日で実施いたしまして、9名、うち男性6名、女性3名の方が参加。令和3年度につきましては、令和3年の11月26日から28日までの2泊3日で、13名、うち男性が7名、女性が6名の方に参加をいただきまして、いずれも20代から30代の方が参加をいただいているところでございます。

実施内容は、テレワークの時間以外のバケーション部分では、令和2年度は、市内散策や西山荘、竜神峡観光、そば打ち体験を行いました。令和3年度は、メニューを4種類設定した上で選択制といたしまして、龍神峡体験コースが3名、乗馬体験等グルメツアーコースが4名、市内地域体験、農業林業体験、史跡等巡りでございますけれども、こちらのほうに6名の方がそれぞれ参加をしていただきまして、アンケート結果を確認する限り、おおむね好評でございました。

また、アンケート結果からうかがえる課題といたしましては、市の魅力を伝えるバケーションメニューの充実や、施設の認知度を高めることに加えまして、快適に仕事をしていただくための施設整備などが挙げられます。

今年度は、金砂小学校のワーケーションのPR・利用促進を図るため、オープンラボによりマッチングした事業所が開設いたしております案内予約サイトに登録したところでございますので、今後も関係人口拡大に向けた取組を進めてまいりたいと存じます。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） ありがとうございます。

ウィズコロナにおける関係人口、さらには定住人口につながる取組、多くの事業を市のほうでは取り組んでおりますが、今、答弁なされた、内閣の事業を活用したワーケーション事業の内容について理解しました。

さらなる、このような事業の成果が上がりますように、情報発信の工夫など、要望します。

次に、農村環境の保全についてであります。

農業集落機能保全の維持強化のための共同活動については、中山間地域調節支払事業と多面的機能支払交付事業、合わせて1,570ヘクタールの農業保全活動に取り組んでいることを理解しました。

また、その課題の一つとして、後継者不足や活動組織の人材不足があるとのことですが、農村環境の保全をしていく上で担い手の確保は重要であります。認定農業者、新規農業者の確保育成のため、どのような取組をしてきたかお伺いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。農政部長。

○岡田和也農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

5年後・10年後の農村環境の保全の中心になることが期待されます認定農業者の確保、育成につきましては、関係機関と連携し、経営支援や技術支援のほか、認定農業者の会による情報交

換など、担い手の各種支援を行うことで、現在、認定農業者数は150人前後を維持しております。

また、新規就農者の確保育成につきましては、関係機関で組織する常陸太田地域就農支援協議会による研修や技術支援、県内外で開催される新・農業人フェアへの参加や、市独自の家賃補助などによる生活支援、中古農機具や軽貨物自動車購入費補助など、初期投資を軽減する経営支援等を行うことで、平成29年度から令和3年度までの5年間で8の方が新規就農者となっております。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） ありがとうございます。

担い手不足の鍵となる認定農業者、新規就農者の確保・育成については、私の地元でも、昨晚、話合いをしましたが、今の答弁の中で具体的に理解することができました。

今後とも引き続き、取組のほうよろしくお願いします。

続いて、市内全体の取組については指摘されましたが、市内の各地域の農地の現況に合った取組について、特にお伺いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。農政部長。

○岡田和也農政部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

各地域の農地の現況に合った取組につきましては、先ほどご答弁いたしましたそれぞれの事業について、地域の特性を生かした取組を推進しているところでございます。

具体的には、中山間地域等においては少量多品目栽培の推進や、常陸秋そば、花卉などの枝物等の生産振興、市南部の水田地帯においては、農地最適化推進員等による農地流動化の推進や農地中間管理事業の活用等による農地の集積・集約等がございます。

引き続き、新たに策定いたします地域計画を通し、各地域の現況に合った取組を推進し、農村環境の保全に努めてまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） ありがとうございます。

ただいまの答弁によりまして、本市の農村環境保全については、耕作放棄地の対策を含め、共同活動を核として、各地域の実態を押さえた上で計画に取り組んでくれるとのことを改めて理解しました。今後ともよろしくお願いします。

次に、文化財の保存活用についてであります。

本市には、多様な指定を含めて現在175件あることを理解しました。

それらの指定文化財も含めて、地域に残る多くの文化財を地域の宝として保存すること、さらに、その活用を交流人口や関係人口の増加にもつなげるように、活用や管理のさらなる検討をお願いします。

国や県の指定文化財についてですが、平成29年度から現在取り組んでいる古墳群としての国指定史跡を目指した作業の見通しについてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

○西野保教育部長 古墳群として国指定史跡を目指した作業の見通しについてのご質問にお答えをいたします。

今回の調査につきましては、当初、平成29年度から昨年度までの5か年計画で実施し、今年度はそれらの成果を検証するため、重要遺跡調査委員会の委員のほか、古墳関係の専門家からも意見をいただくとともに、文化庁の調査官を招聘して指導・助言をいただいております。

その中で、文化庁からは、古墳の規模や時期等についてさらなる調査を指導されているところでございます。

今後、重要遺跡調査委員会の中でご意見をいただくとともに、文化庁とも協議しながら進めてまいりたいと考えており、現状において具体的な見通しをお示しすることは困難でございます。

○藤田謙二議長 鴨志田議員。

○3番（鴨志田悟議員） 古墳群につきましては、全国的にも大変注目されている文化財と伺っております。このような地域資源の文化財の保護を含めて、文化庁とも連携しながら、ぜひとも国の指定文化財になるように行程表を作成し、計画的に進められることを要望します。

以上で私の一般質問を終了いたします。大変ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次、1番石川剛議員の発言を許します。1番石川剛議員。

〔1番 石川剛議員 登壇〕

○1番（石川剛議員） 1番石川剛でございます。議長より発言のお許しをいただきましたので、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、初めに、大項目1、公共空間の充実についてであります。

現在進めている東部土地区画整理事業地における金井近隣公園においては、過去の一般質問に対しての関係部長の答弁によると、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインに基づいた公園整備を考えているところだと思われまます。障害の有無などを問わず、あらゆる子どもが自分の力を生き生きと発揮しながら様々な友達とともに遊べる場所、つまり、誰もが楽しめる公園になるものだと期待しております。

さて、一方で、現代社会においては、少子・高齢化、人口減少や、子どもたちの生活のスタイルが、塾など習い事重視による時間的制約、ゲーム機普及による屋内遊びが増え、伸び伸びと屋外で遊ぶ機会が減少していることだと思われまます。このような状況の中で、現在ある既存の公園の在り方について考えていく必要があるのではないのでしょうか。

過去の一般質問に対しての関係部長の答弁によると、本市の都市部における公園は大小合わせて73か所あるとのことでした。私自身が日頃から子どもを連れていく近くの児童公園にはトイレもあり、複数の遊具が設置されており、遊具には一般社団法人日本公園施設業協会の年齢表示シールや注意シールが貼られております。遊具に合った年齢を示すことや、遊ぶときの注意点が一目で分かりやすく、安心安全に楽しい時間を過ごせております。この公園はより多くの市民の方々が利用されている公園だと認識しております。

しかし、一方では、子どもたちはじめ、地域の方々に利用されていない公園もあるかと思われまます。また、遊具、ベンチ、水場、トイレ、駐車場の有無などそれぞれの公園の状況が違います。

そして、環境整備についてはどうでしょうか。

このような状況の中で、（１）公園整備についてでございますが、子どもたちを含む公園を利用される皆様に、より安心して快適に公園を利用していただけるよう、日常の清掃や環境整備、そして遊具点検など、①本市が管理する公園の維持管理の現況についてお伺いいたします。

また、その公園の中には、子どもたちなど地域の方々の利用頻度が少なく、十分に活用されていないと思われる声もあるのではないかと考えます。

そのような状況の中で、公共空間充実の観点から、（２）公園の利用活用についてでございますが、①公園の利用促進につなげるにはどのように利活用していくべきか、本市の考えをお伺いいたします。

続きまして、大項目２、多様性を認め合う社会の実現についてであります。

茨城県では、活力があり持続可能な地域社会を作るため、２０２１年７月２日に県内の関係団体とともに、年齢や性別、国籍や障害の有無、性別指向などに関わりなく、一人ひとりが尊重され、誰もが個々の能力を発揮できる社会を実現することを目的に、茨城ダイバーシティ宣言を発表しました。

多様性を認め合う社会の実現は、県の取組だけでなく、県内の企業や団体、県民が広くダイバーシティの考えを共有することが重要であると、現在宣言をしていただける企業、事業所、団体等を募集していると県のホームページから確認ができます。

県内においても、ダイバーシティ宣言の登録をされている市や町もあるようです。

そこで、（１）ダイバーシティ社会についてですが、ダイバーシティ社会の実現には県の取組だけでなく、広くダイバーシティの考えを共有することが重要であるとのことですが、①本市における考えについてお伺いいたします。

そして、戸籍上同性カップルを婚姻に相当する関係として公認するパートナーシップ制度でございますが、日本で初めて渋谷区と世田谷区で戸籍上の同性パートナーの関係を自治体が証明したり、宣誓をしたりすることが可能になったのは、２０１５年東京都渋谷区と特定非営利活動法人虹色ダイバーシティが実施している共同調査によると、２０２２年１０月１１日時点で導入自治体は２４０、パートナー証明の交付件数は同年９月３０日時点で３、４５６組が利用されているようです。２０２０年の６月時点で５１団体・自治体が導入し、１、０５２組の利用だったことを考えると、急速に広がっていると理解ができます。

また、独自のパートナーシップ宣誓制度を設けている茨城県と佐賀県は、今年８月に都道府県間では全国初となる連携協定を、さらに１１月には、本県において岡山県笠岡市と鹿児島県指宿市との間でも連携協定が締結されました。

今回の協定の結果、宣誓した人が互いの県や市に引っ越した場合には県や市同士で情報を共有し、引っ越した先で改めて宣誓の手続きをする必要がなくなるということです。そして、茨城パートナーシップ宣誓制度の受領証等の利用先については、本県では様々な民間団体に対する協力を依頼しているところであるようです。今後も様々な制度が波及することが考えられます。

そこで、（２）性的マイノリティーの方への支援についてですが、本市においても市営住宅の

入居申込みに対して適用されると理解しております。

全国の各地の事例を見てみると、行政サービスの拡充をされているところもございます。そのような状況の中で、①本市における行政サービスの拡充や支援についての考え方についてお伺いいたします。

また、株式会社電通で多様性という課題に向き合うアイデアとソリューションを提供する専門チーム、電通ダイバーシティラボが2020年の12月に全国20歳から59歳の計6万人に対してインターネット調査を実施した内容の中で、学校教育で性の多様性について教えるべきかを聞いたところ、教えるべき、できれば教えるべきと回答した人が88.7%と大多数を占める結果となりました。

その一方で、学校教育で性の多様性について教わったことがあるかという問いに対して、教わったことがあると回答した人は僅か10.4%にとどまり、大きなギャップがあることが分かる調査であったようです。ただし、年齢別で比較すると、年代が若いほど教わったことがあるという回答が増えており、教育現場でも性の多様性を教える動きが進んでいると理解ができます。

また、2019年度に行われた教員2万1,634人の人のLGBTs意識調査によると、全体で7割以上の先生方がLGBTsについて授業で教える必要があると認識している一方で、実際に授業で取り扱った経験は14.1%と低率でありました。

法務省企画の人権啓発ビデオの監修や、文部科学省が2016年4月に発表した性的指向と性自認に関する教職員向けの資料を作成協力などをする宝塚大学日高教授によりますと、学齢期の早い段階で多様性について肯定的なメッセージを受け取り、それを内面化することは、当事者でない子どもたち自身の自尊感情や自己肯定感を高めていくことのみならず、当事者ではない子どもにおいて人権感覚を養う貴重なきっかけになる。LGBTsの子どもたちがからかいの対象や異端視、否定、揶揄、嫌悪される存在として学齢期を過ごすのではなく、LGBTsであることを多様な在り方を一つ捉えて生活できるような、そういった環境にする、そのためには学校でできることはたくさんあるとおっしゃっております。

そのような状況の中で、誰もが過ごしやすい学校にするには、②本市の教育現場における現況についてお伺いいたします。

続きまして、大項目3、学校給食センターについてであります。

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、令和2年3月、本市の小中学校において長期間の臨時休校が行われた際、学校給食が休止になりました。

それに伴い、食材キャンセルに伴い取引業者等の支払った保証は、学校臨時休業対策費補助金で対応されたと思われまます。こうした急な給食休止は、現在も新型コロナウイルス感染拡大傾向であり、今後も小中学校での学年・学級閉鎖、こども園や幼稚園のクラス閉鎖などとも考えられます。そのような状況の中で、食材の納入調整やそれに関わる事務の煩雑化を考えると、大変な苦勞をされているのではないかと感じました。

そこで、今後も続くと思われる(1)学校給食のキャンセルについてですが、①新型コロナウイルス感染の拡大による学級閉鎖等になった場合、取引業者と発注方法や補填、費用捻出に対し

ての契約内容はどのようになっているのかお伺いいたします。

そして、急な休校により賞味期限の近い食材や、確保、製造してしまった食材など、給食センターに既に納品させている食材等に対しての、②不要となった食材の活用方法はどのように対応されているのかお伺いいたします。

また、「学校給食法」第11条第1項経費の負担では、学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち、政令で定めるものは義務教育諸学校の設定者の負担とするとあります。つまり、それ以外の経費は保護者から徴収している給食費で材料の購入代金として使われていると思われまます。しかしながら、保護者徴収分だけでなく本市が負担している現状は理解しております。

そのような状況の中で、学級閉鎖等により給食を食べていない期間も存在する中で、公平性の観点から考えると、③保護者から徴収した学校給食費の算出方法についての考え方についてお伺いいたします。以上、1回目の答弁を終わります。答弁のほどよろしくお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。建設部長。

〔高橋学建設部長 登壇〕

○高橋学建設部長 公共空間の充実について、2点のご質問にお答えいたします。

まず、1点目の公園の維持管理の現況についてでございます。

都市部の73か所の公園のうち、遊具を設置している公園が36か所、トイレを設置している公園は4か所でございます。

遊具の点検につきましては、専門業者による年1回の法定点検に加え、市職員による簡易的な点検を行っているほか、故障等の連絡があった際には速やかに安全対策を講じた上で修繕等を行っております。

また、トイレの清掃につきましては、3か所の公園で市の直営や外部委託により行っているほか、残る1か所については地元ボランティア団体で清掃をさせていただいているところです。

さらに、除草等につきましては、市が外部委託で行っているもののほか、73公園のうち34か所につきましては、10町会1団体と、それぞれ公園管理協定を締結し、地元のボランティアにより実施していただいております。

次に、2点目の公園の利活用についてお答えいたします。

当市においては、1点目のご質問で答弁いたしましたように、地元自治会やボランティア団体と公園管理協定を締結し、自分たちの公園であるという意識と愛着を持っていただくことで、利用促進につながる取組を行っているところです。

また、4か所の公園においては、自治会が防災倉庫を設置するなど、防災面での利活用も図られているところです。

今後につきましては、公園の整備から数十年が経過していることや、少子・高齢化などの影響により、利用形態も変化していくものと考えられますことから、公園の在り方について地元自治会等の意向や、他市の事例を踏まえながら調査研究を行ってまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 ダイバーシティ社会について、本市における考えについてのご質問にお答えいたします。

人にはそれぞれ個性や特性があり、性別、人種、宗教、思想、学歴などの違いがありますが、それらをお互いに認め合い、個々の特性を尊重し合える社会づくりが必要であると考えてございます。

また、少子・高齢化、人口減少が進み、人生100年時代を見据えたときには、若者も高齢者も障害のある方も、誰もが生きがいを感じ、その能力を發揮することができる社会であることも重要であると考えてございます。

本市におきましては、多様性を認め合うダイバーシティの考え方といたしまして、第三次男女共同参画推進計画におきまして、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築を基本目標の一つとして、多様な人権が尊重される社会の実現を掲げているところでございますので、各種事業の推進に当たりましては、これらの考えを踏まえながら進めてまいりたいと存じます。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 性的マイノリティーの方への支援についてのご質問にお答えをいたします。

市における行政サービスの拡充や支援といたしましては、県内では他市町村に先駆けて、令和元年7月から市営住宅の入居要件として、茨城パートナーシップ宣誓書受領証、受領カードを有効とする取扱いをしております。

また、申請書等につきましても、適宜、性別記載欄を見直してございまして、印鑑証明書については令和元年11月から、市職員採用試験受験申込書については令和2年度から性別欄を削除しております。

その他、市広報誌や県チラシの窓口等への設置による周知啓発を行っております。

市職員に対しましては、制度の周知を図るとともに、窓口等において性的マイノリティーの方に関する対応が生じた場合には、人権尊重に配慮し、不当な差別的取扱いのないよう周知を図っているところでございます。

今後も、県などと連携し、性的マイノリティーに関する誤解や偏見をなくす意識啓発を図るとともに、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築に向けて適切に対応してまいります。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 教育委員会関係の2つのご質問にお答えをいたします。

初めに、多様性を認め合う社会の実現に向けて、性的マイノリティーの方への支援についてのご質問のうち、本市の教育現場における現況についてのご質問にお答えをいたします。

学校教育におきましても、子どもたちが多様性を理解して認め合い、いじめや差別が起こらないよう指導しているところでございます。

学校の事業の中での取組になりますが、小学校段階では、児童の発達段階や個々の信条等に配慮しながら、学級活動や保健、道徳等の事業において、男女の性の違いや男女平等に関する学習を行っております。

中学校段階では、小学校での学習を基にして性的マイノリティーに関する理解を深めていくため、中学3年の社会科公民の授業において、自治体による同性パートナーシップ証明書の発行など、具体的な事例を扱い学習を進めているところでございます。

また、教職員におきましても、多様性を認め合う社会への理解促進を図り、指導力を高めるために学校組織全体で人権教育を推進し、県作成の性的マイノリティー当事者による講演動画等を活用した校内研修を実施しているところでございます。

次に、学校の規則等での対応につきましては、各学校において校則の見直しを図られており、男女の制服に関する規定はございますが、例えば女子生徒からスカートにかえてスラックス着用の申出があった場合には柔軟に対応するよう、市教育委員会としても学校との共通認識を図っているところでございます。

また、児童生徒の相談窓口として、市教育委員会による教育相談窓口や、令和元年7月からは24時間体制でメール相談ができる茨城県性的マイノリティーに関する相談室という相談窓口が開設をされております。

市教育委員会としましても、今後も児童生徒及び保護者への性的マイノリティーに関する周知啓発に努めるとともに、教職員に対しましても正しい理解が得られるよう、引き続き指導助言を行ってまいります。

続きまして、学校給食のキャンセルについての3点のご質問にお答えをいたします。

1点目の新型コロナウイルス感染症の感染拡大により学級閉鎖等になった場合の取引業者との発注方法、補填や費用に関する契約内容についてでございますが、食材等の納入業者とは物資売買契約書を締結しております。その契約書上、給食休止によるキャンセル料に対する補填や費用に関する条項はございません。このため、学級閉鎖等により、急遽、学校より給食停止の連絡を受けた場合には、速やかに、食材等の納入業者に対して発注停止の措置を行いますが、既に事業者側が納入準備を始めてしまい納入停止できない場合には、予定どおり納入をしていただき、通常どおりの会計処理をしている状況でございます。

2点目の不要となった食材の活用方法についてのご質問でございますが、保存可能な食材につきましては、賞味期限を鑑みて冷凍保存などを行い、次の献立の際に活用するなどして、極力、食材ロスがないように努めているところでございます。

また、令和2年4月から5月にかけて新型コロナウイルスの拡大により臨時休校となった際には、休校が長期にわたったため、廃棄せざるを得ない食材もありましたが、加工したカットりんごを休園とならなかった市立の保育園やこども園、児童クラブ等に配布し、食材ロスを防ぐ措置を取った事例もございます。

3点目の給食休止時の保護者から徴収した学校給食費の算出方法の考え方についてでございますが、常陸太田市学校等給食費徴収規則第12条に基づきまして、学校給食が実施される日に5

日以上連続して給食を欠食した場合、給食費を減免しております。

連続欠食日数が5日から9日までは4分の1、10日から14日までは4分の2、15日から19日は4分の3、20日以上の場合は全額を減額する措置を取ることとなります。

このため、令和2年4月から5月にかけて小中学校が休校した際には、保護者からの給食費の徴収は行っておりません。

○藤田謙二議長 石川議員。

〔1番 石川剛議員 質問者席へ〕

○1番（石川剛議員） それでは、2回目の質問に入ります。

大項目1、（1）①本市が管理する公園の維持管理の現況についてですが、先ほど答弁にもございました73公園のうち、34か所は公園管理協定を締結しているとありました。

そこで1点。公園管理協定を締結されているボランティア団体は、ふだんどのような活動をされているのか。そして、残り39の公園に関して、現在、公園管理を行っていただける団体の募集をされているのかをお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。建設部長。

○高橋学建設部長 公園の維持管理の現況について、2回目のご質問にお答えいたします。

まず、公園管理協定の活動内容についてでございますが、清掃美化活動、花壇の整備、除草や低木の刈り込み、施設の点検、施設の破損の通報などのうち、各団体と協議の上、公園ごとに定めております。

次に、公園管理団体の選定方法でございますが、特に募集といった形式を取っておらず、地元自治会と公園に関する協議を行う際に、公園管理協定の内容をご説明し、ご了解をいただける場合に協定締結に至っているところでございます。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番（石川剛議員） ありがとうございます。

活動内容については理解できました。公園管理協定を締結することで本市における管理費のコスト軽減にもつながることが期待できると考えられますので、もちろん、地元自治会等の意向をお聞きしながらだと思いますが、幅広く市民団体等の募集を行っていくことも必要ではないかと考えます。よろしくお伺いいたします。

（2）①公園の利用促進につなげるにはどのように利活用していくべきか、本市の考えについては理解いたしました。

先ほど、答弁にもありましたが、自分たちの公園であるという意識と愛着を持つ、公園のアダプト制度と言われております、アダプト制度でございますが、公園の大小限らず、地域の皆様が里親となって、公園を養子として見立てることで、より利用促進が進むと考えます。もちろん、地域自治会とボランティア団体による、成功されている公園もあると伺っております。その他の公園に関して、公園自体が新たなコミュニティの場として利用促進につながることを願っております。

また、今後の公園の在り方についてですが、長生き上手常陸太田をキャッチフレーズとしてい

る本市として、より多くの市民の方々が身近に利用できる公園内に健康遊具を設置して、これらを活用したフレイル予防をすることで、運動不足とストレス解消が図れると考えられます。ストレッチや軽い運動など体を鍛えることや、健康づくりを目的とした大人用の遊具、つまり、健康遊具を活用したフレイル予防ができる場として、もちろん全部の公園ではなくても、公園の特性と立地を考えながら機能をまとめるなど、利活用していくことも一つの選択肢として検討していただくことも今後は必要ではないかと思えます。ぜひよろしくお願いいたします。

そして、大項目2、(1)①本市における考えについては理解できました。

そこで、1点ですが、先ほど、答弁にもございました第三次男女共同参画推進計画、一人ひとりの人権が尊重される社会の構築において、各種事業の取組状況についてお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。企画部長。

○岡部光洋企画部長 ただいまのご質問にお答えいたします。

基本目標3の一人ひとりの人権が尊重される社会の構築につきましては、4つの施策を掲げております。

令和3年度の実施状況で申し上げますと、1つ目の人権尊重の意識づくりでは、思春期保健対策や、男女平等、人権教育などの3事業を実施いたしまして、A評価が2事業、B評価が1事業となっております。

2つ目は、DV等人権侵害を容認しない社会の実現で、DVに関する相談や研修など5事業を実施しております、A評価が1事業、B評価が4事業となっております。

3つ目は、各種ハラスメントの防止で、ハラスメントに関する2つの事業を実施しております、いずれもB評価でございました。

4つ目は、性別に関わらず人権が尊重される社会の構築で、性的マイノリティーに関する1事業実施となっております、B評価となっております。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ありがとうございます。各種事業の施策と評価について理解できました。

令和7年度までである第三次常陸太田男女共同参画推進計画でありますので、今後もより充実した取組を実施することを期待しております。

また、(2)①性的マイノリティーの方への支援について、支援内容については理解できました。

本市においては、県からの通知があった早い段階からの対応がされていたのは理解しております。性的マイノリティーの当事者である私の友人は、限られた中でしか自身のことはカミングアウトされておりません。

現在は、特に本市に住んでいて生きづらさを感じているわけではありませんが、今後、年齢を重ねていくことに対しての不安を抱いているようです。

他市の事例としては、最近では住民続柄を同居人から縁故者に変更することが可能になったり、介護慰労金をパートナーに受け取ることができたり、要介護認定のパートナーによる代理申請ができるようになったりするなど、全国的に見ても性的マイノリティーの方がより暮らしやすい環

境づくりが全国的に進んでいると感じております。

東海村では今年4月、39歳以下の新婚夫婦が村内に移住する費用の補助事業が開始されました。対象にはパートナーシップを宣誓した世帯も対象になったようです。

やはり、茨城県からの依頼通知だけでなく、本市独自の行政サービスの拡充や支援策など考えていくことが、先ほど答弁にもございました、多種多様な人権が尊重される社会の実現に向けていくのではないかと考えます。ぜひよろしく願いいたします。

そして、②本市の教育現場における現況については理解できました。

本市の教育現場において、大変安心いたしました。さらに、学校にできることとして、図書館や保健室に関連する本を置くことや、学校内にポスターを貼るだけでも当事者である子どもにとっては貴重な情報獲得の機会になるとありますので、今後も引き続きよろしく願いいたします。

また、子どもたちはメディアやSNSなどのたくさんの情報を得る機会が増えております。しかし、その全てが正しいとは限られませんので、しっかりと教育現場において正しい知識の下に正しく理解することが何よりも大切であると考えますので、引き続きよろしく願いいたします。

また、昨日12月4日から10日まで、第74回人権週間でありますので、さらに人権教育、そして周知、啓発されることを期待しております。

そして、大項目3、(1)①については理解ができました。

そこで、1点ですが、先ほど答弁にもございますが、物資売買契約書を締結しているも、給食休止によるキャンセル料について補填や費用捻出に対する条項がないとのことですが、例えば、食材等の発注停止ができた場合であっても、食材によっては既に製造等をしている場合もあるかと考えます。そういった場合、キャンセル料について納入業者とどのような話し合いがなされ、また、会計処理をどのようにされているのかをお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

○西野保教育部長 ただいまの学校給食のキャンセルについての2回目のご質問にお答えをいたします。

発注停止の連絡のタイミングによりましては、納入業者に発注時期を遅らす、あるいは他の取引先に回すなどの対応をしていただくこともありますが、コロナ禍における急な発注停止により、納入業者が在庫を抱えることを極力回避するため、納入業者とは事前の献立作成段階から、長期保存や冷凍できる食材を多く選ぶなどの取組により、業者に負担がかからないよう努めているところでございます。

○藤田謙二議長 石川議員。

○1番(石川剛議員) ありがとうございます。現在も第8波と言われる新型コロナウイルス感染拡大傾向でありますので、引き続き、献立の工夫により、納入業者の負担とならないようによろしく願いいたします。

そして、②不要となった食材の活用方法についてですが、理解ができました。

廃棄処分費もかかることを考えると、今後も学校以外の私立保育園などへ、食材をスライドして活用するなど、食品の廃棄ロスが極力ないようによろしく願いいたします。

そして、③保護者からの徴収した学校給食費の算出方法についての考え方について理解できませんでした。

先月11月、火曜日から金曜日の連続した4日間の学年閉鎖をする小学校がありました。その場合は、給食費の減免対象ではないと思われます。5日以上連続してのルールに関して、保護者の方々からは、日割り計算にしてほしいとたくさん声をいただいております。今後、学校からの臨時休校の場合に限っては、日割り計算などの導入の検討をしていただくことを要望といたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 午前の会議はこの程度にとどめ、午後1時まで休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後1時00分再開

○藤田謙二議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

4番森山一政議員の発言を許します。4番森山一政議員。

〔4番 森山一政議員 登壇〕

○4番（森山一政議員） 森山一政でございます。ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、通告の順に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

今年7月の市議会議員選挙におきまして、3期目の当選をさせていただきます。半年が過ぎようとしております。

市民の付託、要望など、真摯に受け止め、行政に届けていきたいと改めて思っております。

平成25年から続いておりました四季の丘はたそめの下水道工事事業の件ですが、汚水処理を令和4年4月8日より開始した直後から、マンホール内の異常水位が確認されました。バキューム車による汚水の引き抜き作業を1か月半ぐらい行っておりました。その前に、確認をスムーズに行い、元の下水道施設につなげば、経費も相当な削減ができたものと思っております。

そこで、質問をいたします。

1として、四季の丘はたそめの自治会が所有する汚水処理施設の賃貸借契約及び使用料についてお伺いいたします。

2として、四季の丘はたそめ区域における公共下水道の抜本的対策に係る費用及び完了時期についてお伺いいたします。

民間の企業であれば倒産するような話でありますので、よろしくお願ひしたいところであります。

今、常陸太田市は高齢化社会に突入しております。茨城県において65歳以上が最多の85万4,000人になり、高齢化率も30.4%に達しております。

常陸太田市においては高齢化率40%に達しており、地域によっては55%から65%になっている地域もあります。

つくば市などは20.2%、守谷市では23.4%と、県内の南北の高齢化率の差も顕著に現れております。地域間市町村の格差が拡大しているのが表れているように感じております。

千葉県や東京への通勤通学者が多いところは学校をつくり、子どもたちも増加しておりますが、高齢化が進んでいる地域は若者の流出も進んでおり、人口減少も進んでおります。

この地域は、高齢化社会の中で、高齢者の生活環境整備をはじめとする様々な施策を待たないで考え、実行していかなければならないと深く思っております。

当市では、高齢者の健康、加齢により体力、気力が弱っている方々は、フレイル予防として、シルバーリハビリ体操や筋力低下をなくす運動などに力を入れております。元気で生き生きと過ごせる介護予防が大事だなと思っております。健康な方々が増えていくことにより、福祉関係の経費も相当な削減ができ、市の経費もかなり削減ができると思っております。

当市では、民生費が年間約78億円から81億円ぐらい使われております。この金額は、年間の予算の3分の1に当たり、これからますます増えていくものと考えております。

当市の個人の住民税と法人税を合わせても、年間約25億円ぐらいで、都市計画税、たばこ税、軽自動車税などを加えた税収の合計は約52億円から53億円程度です。

少子化や高齢化、人口減少が市に与える影響などを十分に分析して、適切な市政運営を進めていかなければいけないかと感じております。

市の財政運営を見ますと、国の交付税や、国県の補助金で行われているのがよく理解できます。公共施設の総合管理計画等をしっかりと踏まえた運営をしていかなければならないし、第三セクターの経費の見直し等も必要に迫られているように考えられます。

そこで、入浴施設の運営についてであります。合併後も従来のままの状態で行っております。常陸太田市にある4つの温浴施設の運営についての費用対効果についてお伺いいたします。

1として、1施設ごとの売上げについてお伺いいたします。

2として、1施設ごとの運営の経費及び収支状況についてお伺いいたします。

3として、1施設ごとの特色や、プラスの要因は何かを分析しているのか、マイナスの要因は何か、どのようなところにあるのか。これらを踏まえて、市民の健康増進や福祉の向上を基本に、今後どのような運営方針で進めていくのかお伺いいたします。

次に、常陸太田市新総合体育館についてお伺いいたします。

少子化、高齢化に伴い、限られた財源を効率的に効果的に真に必要なところに使うことが極めて大事ではないかと思っております。

新総合体育館については、3回説明をお聞きしました。初めに説明を聞いたときには、解体工事を含めて税込みで46億円でしたが、10月の説明では約68億円ぐらいはかかり、今後さらなる物価高騰、材料高騰によってはこの金額では収まらないとのことでした。材料費など、計画策定時より3割から4割ぐらい上昇しておりますので、施設などをつくると、大体2割から3割、4割程度整備費用の増額にもなるのかなあと思っております。仮に、今後の整備費用が2割増額になりますと約82億円になり、3割増額になりますと約89億円になり、4割増額になりますと約95億円になります。

1として、新総合体育館についての整備費用の今後の動向についてお伺いいたします。

次に、常陸太田市は年間約800人から1,050人の人口が減少しております。当市において

出生された子どもたちは、令和3年度は198名、令和4年度は9月末までにおきましては101名であります。市の施策として、人口減少対策に向けたいろいろな取組を行いながらも、年々減少しているのが現状でございます。

また、近隣の市町村には収容人数が4,000人を確保したプロスポーツも呼べる一流の体育館が何か所もあります。

そこで、2として、新総合体育館についての費用対効果の考え方についてお伺いいたします。

次に、山吹運動公園までのアクセスはあまりよくないような気がしております。道路の整備も必要ではないかと思っております。

公園に側しております市道0107号線などについては、総合体育館が整備されることにより交通量も増え、大会などは大型バスなど、通行の妨げになるのかなと思っておりますので、道路整備、誘導など、どのように進めていくのかも考える必要があると思えます。

そこで、3として、新総合体育館の整備に伴う市道0107号線、通称国体道路との関連性についてお伺いいたします。

4として、山吹運動公園への誘導についてどのように進めていくのか、どのようなお考えなのかお伺いいたします。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。上下水道部長。

〔畠山卓也上下水道部長 登壇〕

○畠山卓也上下水道部長 公共下水道事業の不具合について、2点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の、四季の丘はたそめ自治会が所有する汚水処理施設の賃貸借契約及び使用料についてでございますが、市が四季の丘はたそめ自治会所有の汚水処理施設を使用するに当たり、本年7月1日に自治会と汚水処理施設の使用に関する協定を締結し、汚水処理施設の使用期間や費用負担について取決めをしております。

その協定の中で、汚水処理施設の使用期間につきましては、公共下水道の抜本的対策が完了し、汚水処理場にて汚水処理をする必要がなくなったときまでとしております。

また、費用負担につきましては、汚水処理施設を稼働するために必要な全ての維持管理経費、具体的には電気料や施設管理費などの実費分を市が負担しております。

汚水処理場の使用を開始しました本年5月27日から10月使用分までとして自治会に支払いました使用料につきましては、合計で965万7,678円。月平均にいたしますと193万1,536円となっております。

なお、1年間当たりの使用料見込額につきましては、まだ1年を通じての実績がございませんが、参考情報といたしまして、これまで自治会が支払っていった維持管理経費の直近3年間の実績として、年間平均で2,600万円程度かかっていたようでございます。

続きまして、2点目の、四季の丘はたそめ区域における公共下水道事業の抜本的対策に係る費用及び完了時期についてでございますが、抜本的対策につきましては、本年8月の第4回市議会臨時会において、補正予算のご承認をいただきました後、9月9日の入札により決定した委託事

業者と、市の公共下水道全体計画及び公共下水道事業計画の見直し及び抜本的対策の工法検討につきまして、県などと調整しながら検討しているところでございます。

また、抜本的対策に係る費用や完了時期につきましては、今後、これら関連計画の見直し修正と工法検討を取りまとめた後に、実施設計をしてみないと明確にお示しすることができませんが、自治会所有の汚水処理場を使用するため、経費もかかっておりますことから、できる限り早期に完了させたいと考えております。

なお、抜本的対策の内容等が決定次第、市議会や四季の丘はたそめの住民はもとより、広く市民に周知をしてみたいと考えております。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 公共施設等総合管理計画の中の4つの温浴施設についてのご質問ですが、私からは、太田温泉やまぶきの湯についてお答えをいたします。

初めに、施設の売上げについてでございますが、太田温泉やまぶきの湯の温泉利用料は、コロナ前の令和元年度は2,057万4,830円、コロナ禍の令和3年度は1,185万4,770円で、今年度は、9月までで763万9,690円となっております。

次に、運営経費についてでございますが、総合福祉会館全体の指定管理となっておりますことから、温浴施設に係る経費をお答えすることはできませんのでご了承いただきたいと存じます。

施設ごとのプラス要因やマイナス要因の分析及び今後の運営方針につきましては、他の3つの温浴施設と併せて商工観光部長より答弁を申し上げますが、太田温泉やまぶきの湯が他の施設と異なるプラス面として、市街地にあり立地条件がよいことや、保健福祉の拠点である総合福祉会館の中にあることがあるものと捉えております。

○藤田謙二議長 商工観光部長。

〔根本晋商工観光部長 登壇〕

○根本晋商工観光部長 2、公共施設と総合管理計画について、(1)公共施設等総合管理計画の中の4つの温浴施設についての3点のご質問にお答えいたします。

初めに、1点目の1施設ごとの売上げ及び2点目の1施設ごとの運営経費及び収支状況について、施設ごとにお答えいたします。

まず、水府地区竜っちゃん乃湯の売上げにつきましては、コロナ前の令和元年度は3,648万5,000円。コロナ禍の令和3年度は1,196万3,000円。今年度の上半期は950万5,000円でございます。

一方、支出額につきましては、コロナ前の令和元年度は5,174万2,000円。コロナ禍の令和3年度は3,128万6,000円。今年度の上半期は1,712万8,000円でございます。

収支状況でございますが、指定管理料を含めまして、コロナ前の令和元年度は455万7,000円の赤字。コロナ禍の令和3年度が399万5,000円の赤字。今年度上半期につきましては227万3,000円の赤字という状況でございます。

次に、里美地区ぬく森の湯の売上げにつきましては、コロナ前の令和元年度は7,452万1,0

00円。コロナ禍の令和3年度は3,238万2,000円。今年度上半期は2,861万7,000円でございます。

一方、支出額につきましては、コロナ前の令和元年度は8,297万3,000円。コロナ禍の令和3年度は5,792万3,000円、本年度上半期につきましては3,311万7,000円でございます。

収支状況につきましては、コロナ前の令和元年度は845万1,000円の赤字。コロナ禍の令和3年度及び本年度の上半期は、指定管理料を含めまして、令和3年度は689万5,000円の赤字。今年度上半期は450万円の赤字という状況でございます。

続きまして、金砂郷地区の金砂の湯の売上げにつきましては、コロナ前の令和元年度は6,698万3,000円。コロナ禍の令和3年度は2,739万2,000円。今年度上半期は715万6,000円でございます。

一方、支出額につきましては、コロナ前の令和元年度は1億2,176万5,000円。コロナ禍の令和3年度は7,042万1,000円。今年度上半期は1,932万1,000円でございます。

収支状況につきましては、コロナ前の令和元年度は2,314万4,000円の赤字。コロナ禍の令和3年度及び今年度の上半期は、指定管理料を含めまして、令和3年度は1,050万3,000円の赤字。本年度の上半期は116万5,000円の赤字という状況でございます。

3点目の1施設ごとのプラス要因やマイナス要因の分析及び今後の運営方針につきましては、各施設とも、プラスの面としまして、その設置目的であります地域住民の交流の場としての役割に加え、地元雇用等に寄与している点、また、周辺の観光地や観光施設と併せて面的な集客効果が期待できるものと捉えております。

マイナスの面としましては、各施設とも建設から相当の年数が経過しております。施設の修繕や設備の交換など、維持管理に多くの費用が必要となってきた状況に加え、周辺人口の減少やコロナ禍による来場者数の減少により、経営環境が悪化している点と捉えております。

今後の方針につきましては、市の公共施設等再配置計画を踏まえつつ、各施設の利用状況や収支状況、及び修繕に係る費用等を精査し、それぞれの施設ごとに改廃も視野に入れ、今後の在り方に向けて検討してまいります。

○藤田謙二議長 教育部長。

〔西野保教育部長 登壇〕

○西野保教育部長 新総合体育館整備についての4点のご質問にお答えをいたします。

1点目の新総合体育館整備費用の今後の動向についてでございますが、これまでも整備費用につきましては基本設計の中で精査に努めている旨答弁してまいりましたが、今後の実施設計におきましても、資材価格の動向に注視しつつ、誰もが気軽にスポーツを楽しむことができ、夢を育み、にぎわいが生まれるような魅力ある総合体育館として、必要な機能を確保しながら、引き続き整備費用の精査に努めてまいりたいと考えております。

2点目の新総合体育館の費用対効果の考え方についてでございますが、新総合体育館の整備に当たりましては、基本計画で定めた基本コンセプトと3つの整備方針に基づき、スポーツをする、

見る、支えると、様々なスタイルで楽しめるとともに、トップレベルの大会やイベントを開催することで、交流人口の拡大、にぎわいの創出につながるよう整備を進めるとともに、本市が進めるフレイル対策などの健康づくり、健康増進の場や、IT機能を充実させることによる各種情報の発信機能の充実や、各種イベント会場としての活用など、スポーツだけの利用にとどまらない多機能な施設としての利活用の促進を図ることで、費用対効果としては直接推し量れない面も含めた価値を上げていきたいと考えております。

その他、これまでにない規模の施設整備を行うことから、中長期的な視点に立った適正な施設管理も必要と考えております。

具体的には、指定管理者制度を導入することで、民間のノウハウを活用した利用者への良質なサービスの提供等、多くの市民が利用しやすい総合体育館となるよう検討を進めるとともに、本市が進めておりますゼロカーボンシティ宣言の取組として、LED照明、人感センサー、効率的な空調設備などの省エネ機器の導入や、太陽光パネルの設置、雨水の再利用など、維持管理のしやすさ、環境への負荷の少ない設備を積極的に導入し、管理コストの縮減も図ることとしております。

3点目の新総合体育館整備に伴う市道0107号線との関連性についてでございますが、基本設計におきまして、体育館駐車場の出入口を現状より30メートル程度北側へ設置することで、屈曲する道路線形を避けた出入りの安全性の確保を図るとともに、駐車場出入口を2か所設けることによる渋滞緩和対策を計画しているところでございます。

また、本年8月に簡易的な交通量調査を実施し、その結果を踏まえ警察などの関係機関と協議をしており、仮に交通量の大幅な増加が予想される場合につきましては、警備員を配置することで対応してまいりたいと考えております。

4点目の山吹運動公園への誘導についての考えでございますが、トップレベルの大会やイベントの開催時には県内外から多くの来客が想定されますことから、本事業におきまして適所に案内表示板を設置し、山吹運動公園まで安全に分かりやすく誘導することに努めていくこととしております。

また、近隣の公共施設を臨時駐車場として利用することや、シャトルバスの運行も誘導手段として想定をしているところでございます。

○藤田謙二議長 森山議員。

[4番 森山一政議員 質問者席へ]

○4番(森山一政議員) 説明ありがとうございました。それでは、2回目の質問を始めさせていただきます。

平成25年からの下水道工事でした。今年までの期間を考えますと、その期間、9年がかかりました。説明では1年で260万円ぐらいの賃料がかかり、費用として2,600万円掛ける例えば9年と考えますと、約2億3,400万円がかかります。

また、下水道の使用量だけで莫大な工事以外の金額がかかっています。バキューム車の汚水引き抜き量など、一千数百万円かかっています。仕事の以外のことで相当な費用がかかり、電気

代なども高騰すればますますかかっているのかなと思っております。

下水道工事は幾らぐらいで計算しているのか、雑ぱくでよいので教えてくださいとお願いします。よろしく願いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。上下水道部長。

○畠山卓也上下水道部長 ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

先ほども答弁させていただきましたように、現在、工法検討としまして、汚水量の精査をするとともに、どのようなルートで新たな管を整備すべきかといったところを検討しております。

そのルート次第で、工法的に道路の下をくぐっていくような推進方法で整備をしなければならない部分ですとか、あとは、普通の開削で工事を進めていく部分とか、といったものもございますので、今、一概に、大体の、おおよその金額としまして、工事費として幾らといったところも不明確なところがございますので、ここでのご答弁といったのは差し控えさせていただければと存じます。よろしく願いいたします。

○藤田謙二議長 森山議員。

○4番(森山一政議員) 分かりました。いろいろな面で経費がかかると思います。なるべく早く仕事を終了するようにお願いして、要望をします。よろしく願いいたします。

それでは、1施設ごとのプラスの要因、マイナス要因、今後の運営方針について2回目の質問をいたします。

公共施設等の収支は大変厳しいものがあると理解いたしました。これもそうなんですけども、公共施設の再配置計画、収支等、精査して、なるべく、さっき、改廃というようなことも言っております。スムーズな流れをつくっていただき、経費のかからないような運営をしてもらうようにしていただければと思います。要望いたします。

それでは、新総合体育館基本設計についての、1番の新総合体育館整備費用の今後の動向についてですが、金額的、かなり大きい金額になっております。そのような金額の見直し等というのは考えているのか、これからの流れを教えてくださいとお願いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

○西野保教育部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

今後の金額の見直しということでございますが、今後、実施設計をする中でコストの縮減に努めてまいりますのがまず第1として取り組んでまいります。

そして、コストの縮減を図った上で、今後、資材価格の高騰等により整備費が増大することがあれば、国等の機関と適切に調整をしながら対応をしてみたいと考えております。

○藤田謙二議長 森山議員。

○4番(森山一政議員) 今、皆さんと考えながらということですけども、大体68億円ぐらいかかると。それより上になるのか、また下になるのか、大体の予想というのがあると思いますね。そういう金額の面、教えてくださいとお願いします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

○西野保教育部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

これまで、68億という整備費を出しておりましたが、これは基本設計の中における整備費の算出でございます。

今後、改めて実施設計の中で、細かく算出をする中で改めて整備費につきましても金額が出ると思いますので、そちらを基に対応してまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 森山議員。

○4番（森山一政議員） それでは、そのとき詳しい金額等、皆さんに周知してもらえればと思っております。

また、3点目の道路、0107号線の道路についてなんですけども、道路の入り口を2か所つくり30メートルぐらい広げるというような話ですけども、その他に改修するような考えはあるのかお伺いいたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。教育部長。

○西野保教育部長 ただいまのご質問にお答えをいたします。

道路につきましては、現状、改修予定はございませんが、自由広場の道路に面している部分、そちらにつきましては、歩道として対応できるよう拡張できる面積を確保してございます。

○藤田謙二議長 森山議員。

○4番（森山一政議員） ありがとうございます。市民のお金を使い、また、国のお金も使い立派な体育館をつくるというような計画ですので、皆さんが楽しめるすばらしい体育館をつくっていただければと思います。要望いたします。

それでは質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 次、9番平山晶邦議員の発言を許します。9番平山晶邦議員。

〔9番 平山晶邦議員 登壇〕

○9番（平山晶邦議員） 平山晶邦です。通告に従い、一般質問を行います。

私は、9月定例議会の一般質問でも申し上げましたように、常陸太田市の将来を決する4つのプロジェクト、東部土地区画整理事業、市道0139号線整備事業、山吹運動公園新総合体育館整備事業、そして旧J T跡地整備事業であると思っております。

これらの事業を進めるに当たって、私たち市民に対して、執行部は全て少子人口減少に資する事業であると説明をしています。

本市は、少子化人口減少に対応して全国的にも県内市町村の中でも早く取り組み、10年前から先進的な子育て支援事業を行っています。そして、子育てするんだったら常陸太田だよねは、県内においては一定の評価をいただいているのだと思いますが、現在でも本市の少子化、人口減少に歯止めがかかった状況にはなっておりません。

その間、本市が人口減少対策を始めた当初はソフト面において斬新的な人口減少対策でありましたが、ソフト面の事業は他の自治体もそれなりに進めることによって、本市の優位性が失われつつあります。

私は、前回の質問で、4つのプロジェクトの推進を行い、ハード面の強化を図り、地域力の強化を望み、ソフト・ハード両面から融合した人口減少対策を進めなければならないという考えを

述べました。

そして、東部土地区画整理事業、市道0139号線整備事業、山吹運動公園総合体育館整備事業の質問を行い、3事業が着実に前進していることを確認させていただきました。

これらの事業を進めるときに、重要なのはスピードだということも要望をいたしました。

前段、そのことを確認して、今回の4つのプロジェクトのうち、旧JT跡地について質問をいたします。

旧JT跡地については、平成29年の2月に、JTから「公有地の拡大の推進に関する法律」の規定に基づき、土地買取り希望申出書が提出され、1つとして平成29年度中に同譲渡がなされること、2つ目として土地の管理及び近隣対応を市が行うことの内容で無償譲渡したい旨の申出があり、市は将来的に少子化、人口減少対策に資する土地活用が図れるものと判断してJTの土地を取得した経緯がございます。

私は、平成29年6月の定例議会一般質問で、常陸太田市公共施設等管理計画を策定して、現在市が保有する施設や土地の維持、更新していくことが、今後、困難になっていく中で、新たな土地を所有し、市が管理する土地を増やし、行政インフラを整備していくわけですから、常陸太田市公共施設総合管理計画との整合性と市民に対するJT跡地の利活用プランを示していくことの重要性を申し上げました。

そのときのご答弁は、少子化、人口減少対策の目標達成のために有効な土地活用を図っていくことのご答弁でありました。

そのときから6年の歳月がたちましたが、まだ私たち市民に対して有効な土地活用の内容が示されておりません。

その間、常陸大宮市のJT跡地と比較しては恐縮ですが、常陸大宮市の跡地は整備が進み、分譲の予約も取っていると聞いております。

埋蔵文化財があることは平成29年当時も理解していたわけでありますから、事業の遅れは問題があると断じざるを得ません。

そこで、旧JT跡地の進捗状況についてお伺いをいたします。

1点目は、現在までに旧JT跡地についてどのような事業検討がなされたのかについてお伺いをいたします。

2点目は、今後の跡地利用の構想はどのようにお考えになっているのかをお伺いをいたします。

以上で私の1回目の質問といたします。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。企画部長。

〔岡部光洋企画部長 登壇〕

○岡部光洋企画部長 旧JT跡地の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

現在までの旧JT跡地の検討についてでございますが、旧JT跡地につきましては、平成29年2月に日本たばこ産業株式会社から市に対し無償譲渡の申出があり、当時、本市ではUIJターナー促進、子育て住宅及び支援施設の整備、地域に応じた居住環境の整備の3つのコンセプトを掲げ、定住人口の拡大に向けて取り組むこととしていたことも踏まえ、少子化人口減少対策に資

する土地活用が図られるものと判断し、平成29年9月に無償で譲渡を受けたものでございます。

これまでの検討経過でございますが、本市の定住人口の拡大を図るため、民間活力を活用した住宅用地としての活用に向けて、まず、平成30年度に緊急車両の通行などのため、幅員4メートル未満と狭隘な部分がある外周市道の拡幅に係る測量設計事業費といたしまして約1,500万円を実施いたしました。

また、翌年、令和元年度には、市道拡幅用地が太田城跡地の埋蔵文化財包蔵地であることから、埋蔵文化財発掘調査事業費といたしまして、約3,800万円を実施しましたところ、その調査結果について市文化財保護審議委員等から意見が出されたことから、令和2年度に発掘調査事業費といたしましては約4,100万円を実施し、本年6月に市民等に対しまして、その調査報告会を開催いたしました。

現在は、関係団体や開発事業者等から、専門的な知見も含め、旧J T跡地の利活用に係る意見聴取を行っているところでございます。

続きまして、今後の跡地利用についてでございますが、開発事業者等からも、旧J T跡地は幼稚園、小中学校及び高等学校に近い場所に位置しており、児童生徒の通学に係る利便性が高いとともに、高台に位置しているため、大雨等の災害にも配慮した住宅用地として魅力のある場所だとの認識が示されてございます。

このため、来年度におきましては、発掘調査の成果等にも配慮しつつ、無償譲渡を受けた際の目的である少子化人口減少対策に資する土地活用に向け、民間活力を活用した住宅用地としての設計開発に着手するなど、にぎわいのある魅力的なまちづくりを進めてまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 平山議員。

〔9番 平山晶邦議員 質問者席へ〕

○9番（平山晶邦議員） ただいまは前向きなご答弁をいただき、ありがとうございました。来年度から民間活力を活用した住宅用地の開発をするということでもありますから、ご期待を申し上げますが、前段でも申し上げましたように、人口減少対策は待ったなしの本市の重要施策であり、他の市町村との競争であります。

改めて執行部の皆さんに申し上げたいのは、そのキーワードは、何度も申し上げておりますように、スピードだというふうに思います。ですから、早急な対応をお願いを申し上げまして私の一般質問を終わります。

○藤田謙二議長 次、17番宇野隆子議員の発言を許します。17番宇野隆子議員。

〔17番 宇野隆子議員 登壇〕

○17番（宇野隆子議員） 日本共産党の宇野隆子です。通告に基づいて一般質問を行います。

まず、現在の暮らしの中で、食料品をはじめ、電気代、ガス代、ガソリン代など、物価高騰があらゆる分野に及び、10月の消費者物価指数で試算すると、2人以上の世帯では年間13万1,000円の負担増になります。コロナ禍と物価高騰で、暮らしと営業は一層深刻になっています。

今日の物価高騰打開のためには、消費税減税と賃上げを軸に实体经济を立て直すことが必要で

すが、政府はそこには背を向け、物価高騰と異常円安をもたらしている一連の金融緩和に固執し、電気、ガス料金の抑制など、部分的な対策にとどまっています。

その一方で、公的年金は6月支給分から減らし、10月からは高齢者の医療費窓口負担の一部2倍化、そして、今、介護保険の大改悪を狙うなど、国民に痛みを押しつけようとしています。

さらに政府は5年間で軍事費を2倍化と、暮らしの予算を犠牲にする大軍拡に踏み出そうとしています。

このような大軍拡を中止し、暮らしを守り、日本経済を立て直す予算財政への転換が求められます。

身近な市政は、こうした国の悪政の防波堤にならなければなりません。中小企業小規模事業者への支援強化や、学校給食費の無料化など、暮らしを応援する姿勢が求められています。新年度予算編成に当たって、よろしく暮らし応援ということで、お願いを申し上げたいと思います。

それでは、最初に、東海第2原発再稼働問題について伺います。

岸田首相は8月24日、政府のGXグリーントランスフォーメーション実行会議で、原発の新増設や既存原発の最大限活用などを政治決断を必要とする項目として表明しました。この原発推進方針を受けて、経済産業省は、11月28日、今後の原子力政策の方向性をまとめた行動計画の原案を経済産業省の審議会で示しました。次世代型原発の開発、建設の推進、原則40年最大60年という原発の運転期間の現行ルールを変えて、老朽原発を動かし続ける仕組みの整備など盛り込まれています。

今回の原案では、運転期間から新規制基準に基づく審査などによる停止期間を除くとしており、60年以上の運転が可能となります。

例えば、東海第2原発40年、東日本大震災から11年停止したままということで、20年延長が今まで認められておりましたが、それに10年プラスされると。稼働70年も老朽化した原発が、この運転が可能となると、こういう危険な私は内容だと思っております。

老朽原発を酷使すれば、事故、トラブルが多くなり、電力供給元としてはより不安定です。

大規模電源である原発の不測の事態は電力不足を引起しかねず、予備として火力発電の維持が前提となり、温暖化対策にも貢献しません。国民的な議論もせず進めるやり方は、世論を無視し、結論先にありきで問題です。

9月議会で市長に、政府のGX会議についてのご見解を伺いましたが、具体的内容は把握していないので答弁を差し控えるとのことでした。政府が示した2023年夏以降に、東海第2原発を含む原発7基の再稼働を国が前面に立ってあらゆる対応を取るという方針について、基本的なことを伺います。

東海第2原発の再稼働を国主導で進めるのではなく、事前了解権をこれまでどおり堅持し、関係自治体や原子力所在地域市長懇談会など、地元の意向を十分尊重するよう政府に求めるべきではないかと思いますが、ご所見を伺います。

次に、東海第2原発再稼働について伺います。

地震の度に、市民は原発は安全か、地震による原発の心配をしています。

原発周辺で発生する地震が、東海第2原発が全国原発の中で一番多いと指摘されています。

原子炉内にあって、燃料集合体を支える役割を果たすシュラウドサポートの亀裂や原子炉圧力容器が長期間放射線を受けて金属がもろくなる照射脆化が専門家から危惧の念が上がっております。このような老朽化した原発の再稼働は大変危険です。

また、施設がテロの標的にされる戦争有事となれば、攻撃、占拠されるのが現実問題となっております。

仕事や財産が奪われ、家族、地域が崩れるなど、福島原発事故の教訓からも、市長が再稼働ストップの決断をすることを強く求めます。ご所見を伺います。

2番目に、新型コロナウイルス感染症対策について伺います。

11月に入って1日の感染者数が全国で10万人を超えるなど、感染が増加しています。新型コロナ第8波への警戒が必要です。水際対策が緩和され、これから忘年会や新年会、里帰りなど、年末年始にかけて人と人の接触機会が増えることから、この冬の季節性インフルエンザと新型コロナとの同時流行や、新たな変異ウイルスの広がりも懸念されています。

10月12日に開催された第18回茨城県新型コロナウイルス感染症対策協議会で、専門家から様々な意見が出されています。

第8波とインフルエンザとの同時流行が想定され、多くの医療機関で受診できる体制づくり、医療機関への抗原検査キットの十分な配布、医療機関連携の患者受入れ体制の整備、治療後の患者の退院また転院への対応などですが、これらの意見に十分応え、検査体制の拡充やワクチン接種と併せ、体調が悪くなったら速やかに医療機関にかかるようにすることなどの施策が必要です。

そこで3点伺います。

1点目は、第8波に入ったと言われる10月、11月の本市の感染状況について伺います。

2点目は、子どもがいる家庭への新型コロナの抗原検査キットの無料配布について伺います。

茨城県がドラッグストア等に委託している抗原検査キットによる無料検査は来年3月まで続けられ、本市では5か所で検査ができるようですが、感染拡大に伴う診療検査医療機関での検査受診の集中を緩和するため、のどの痛み、発熱、咳、倦怠感等の症状が現れた場合に、まずは自宅等で速やかに検査ができるように、通販でも購入できるようになっているようですが、体外診断用薬品として承認を受けた抗原検査キットを無料で配布している自治体も増えております。個人、もしくは学校、幼稚園、保育園などに協力をお願いできれば、子ども1人当たり、例えば1キットから2キット受け取ることができるわけです。子どもがいる家庭への新型コロナの抗原検査キットの無料配布についてのお考えを伺います。

3点目は、ワクチン接種の実施状況とその推進について伺います。

3番目に、介護保険について伺います。

3年に1度の介護保険制度の見直しに向けて政府が見直しを進めており、今年12月にも結論を出す予定のようです。

見直し議論を行っている厚生労働省の諮問機関である社会保障審議会介護保険部会には、9月

末、利用料の引上げや介護サービス削減などが検討課題として示されました。

具体的項目として、サービス利用料の原則1割が、2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1・2の訪問通所介護の保険外し、ケアプラン作成の有料化、老健施設などの多床室、相部屋ですが、この有料化などを挙げています。

介護保険の利用料は2000年の制度発足から1割負担が原則でした。しかし、15年に一定所得以上の方は2割負担とされ、18年には3割負担も導入されました。

厚労省は、余裕がある人が対象などと負担増を正当化しましたが、実際は負担が増えて介護サービスを削ったり、施設から退所したりした人は少なくないと報告されています。

1割負担でも経済的に苦しく、利用サービスを減らしたり、諦めたりする人がいます。財務省の財政制度等審議会は、原則2割負担を提言しています。これらが実施されれば、コロナ禍で疲弊し、物価高騰に苦しむ高齢者の方々や家族は、さらに負担を強いられ、必要な介護を受けられなくなる人も続発しかねません。介護の現場からは、負担増とサービス削減に反対の声が相次いでいます。国民を苦しめる介護保険改悪は撤回すべきであり、大軍拡推進の政治から、社会保障拡充させる政治への転換が、私はもう不可欠だと思います。

最初に、第9期介護保険事業計画策定について伺います。

過去2年間の認定者数と、直近の要支援1から要介護5までの介護度別の認定者数、また、認定を受けていてもサービスを実際利用していない人がどの程度いるのか伺います。

次に、介護保険料について伺います。

保険給付費の精査、6億円近くになるかと思いますが、支払い準備基金の活用で第9期の保険料の負担軽減を求めることについて伺います。

次に、国への要望についてです。

サービス利用料の2割負担と3割負担の対象拡大、要介護1・2の訪問通所介護の保険利用外し、ケアプラン作成の有料化。これは、先頃見送りになったと報告されておりますけれども、老健施設などの多床室の有料化は行わないと、このようなことを国に強く要望していただきたいと思いますが、ご見解を伺います。

4番目に、補聴器購入の補助制度について。加齢性難聴者への補聴器購入への補助制度について伺います。この質問は2回取り上げておりますけれども、そのときの答弁も踏まえて伺います。

今、加齢性の難聴となる方が増えて、65歳以上の高齢者の半数は加齢性の難聴と推定されています。社会活動の減少や、コミュニケーションを困難にし、鬱病や認知症の危険因子にもなると指摘されております。

しかし、聞こえをカバーする補聴器の購入費は非常に高く、平均約27万円ほどだと言われておりますが、少しでも購入費に補助してほしいという声に応じて、全国で自治体独自に購入費を助成する制度が広がっており、この1年間で2倍、100を超える自治体で補助が始まっております。

そこで3点伺います。

1点目は、第8期の高齢者福祉計画の策定時に実施したアンケート調査における難聴者の人数

など、実態調査についての状況を伺います。

2点目に、国県に補聴器購入の補助制度の創設を求めるということについて伺います。

3点目は、本市独自に補聴器購入の補助制度を創設することについて伺います。

5番目に、インボイス制度の導入問題について。インボイス制度が市内中小企業等や地域経済に与える影響と対応について伺います。

国は、2023年、来年10月から消費税のインボイス、適格請求書制度を実施しようとしています。財務省は、約161万の小規模事業者が新たに課税業者になり、1事業者当たり年間15万4,000円の消費税を負担すると試算しています。

インボイス制度は、全国約500万人の免税業者や1,000万人と言われるフリーランスに消費税の納税義務を広げるもので、コロナ禍で苦しむ多くの国民にさらに負担を強いる制度を導入しようというものです。

現在、年間の売上が1,000万以下の業者は消費税の納税を免除されております。

ところが、インボイス制度は消費税を販売価格に転嫁することが困難な零細業者に、課税業者になることを迫るものです。

消費者に商品を売った事業者は客から受け取った消費税を仕入れにかかった消費税を差し引いて納税します。これは仕入税額控除の仕組みで、現在は帳簿上で行っています。

インボイスは、帳簿上で行っているこの決算をインボイスと言われる適格請求書で行って納税することを義務づけるものです。インボイスは税務署に登録した課税業者しか発行できません。

現在、課税業者が免税業者から仕入れた場合、消費税がかかっているとみなして控除は適用されます。しかし、インボイス導入後は、インボイスのない仕入税額控除は認められません。そのため、免税業者からの仕入れにかかった消費税を差し引くことができず、仕入れた課税業者に納税額の負担がかかってきます。課税業者は自らの負担を避けるために、免税業者との取引を停止するといった事態が増えるのではないかと予想されております。

インボイスを発行するには、課税業者になるしかありませんが、赤字経営でも、身銭を切って消費税を納めなければなりません。煩雑な納税事務にも悩まされます。免税業者のままでいた場合、取引から排除されるほか、消費税の納税額が増える取引先から値引きを強要されることが懸念されます。

私は先頃、市の商工会、それからシルバー人材センターなどを訪問して、インボイス導入問題についていろいろ伺ってきました。

まだまだ商工会においても、その制度がよく分かってないと。会員が1,160社あると言いましたけれども、大体その8割が小規模業者であるということで、日常どんな相談受けていますかと言いましたら、大体電話等でこれまで30件ほどあるというような話でした。

そして、このインボイスは昨年からも出ておりますので、昨年9月に、商工会ではインボイス制度とはどんな制度かと、税理士さんと呼んで学習会をしていると。今年も12月の9日に、中小企業診断士の方だと思いましたが、また、学習会を開くというようなことをおっしゃっていましたが、やはり制度の中身が、それぞれ一体どんなふうになるのか心配しながらも

複雑なので分からないということが実態のようです。

シルバー人材センターについても、センター長などともお話ししてまいりましたけれども、シルバーについては、何か国が特例といたしますか、そういうことも今検討されていると。このままでは一人ひとりが事業主ですから、それぞれが登録業者になるか、これまでの免税業者となるかというようなことで全然違ってくるといようなことで、今はまだ国の様子を見ているといような状況でもありました。

それから、免税業者の幾つかの小規模業者の方にも話を聞いてきましたけど、これはもう死活問題だと、小さいところは。こういう導入は中止してほしいと。こういうようなことが、声が出されております。

現在、商工観光団体などが、インボイス制度の中止を求めています。日本商工会議所は導入の凍結、日本税理士連合会は見直しと実施の延期を要求しています。

最初に、私は、このインボイス制度の導入によって、市内中小企業、零細企業が受ける影響と対応について、どのようなご見解をお持ちか伺います。

もう1点は、シルバー人材センターへの影響についてですけれども、シルバー人材センターの会員は、シルバー人材センターから業務を委託される個人事業主という位置づけになっております。現在全国で約70万人の高齢者が働いておまして、平均年収40数万円の会員が課税業者になって、消費税を負担させられることになりかねません。課税業者にならなければ、報酬から消費税分が引かれるようになる可能性もあります。

常陸太田シルバー人材センターには現在301人が登録し、働いております。会員がインボイス制度の登録業者にならなければ、シルバー人材センターは消費税の仕入れ控除ができず、その分シルバー人材センターが負担するということになります。シルバー人材センターも非常に運営が困難になるわけですけれども、その影響などについて、どのように把握されているのかお伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。市長。

〔宮田達夫市長 登壇〕

○宮田達夫市長 東海第2原発再稼働に係る2点のご質問にお答えいたします。

まず、国に対して十分尊重するよう政府に求めることという件でございますけれども、私どもは新安全協定に基づきまして、6市町村には実質的な事前了解権があると考えております。

以上のことから、国に対する要望を行うことは考えておりません。

続きまして、再稼働についてでございますが、これまで答弁させていただいているとおり、東海第2原発の再稼働につきましては、新安全協定に基づく日本原電側からの事前説明、そして6市町村による協議会における協議といったプロセスを踏まえ、日本原電による地域住民への丁寧な説明並びに市議会や市民の意見を聞くなどし、総合的に判断をしてまいりたいと考えております。

○藤田謙二議長 保健福祉部長。

〔柴田道彰保健福祉部長 登壇〕

○柴田道彰保健福祉部長 保健福祉部関連のご質問にお答えをいたします。

初めに、新型コロナウイルス感染症対策についてのご質問のうち、10月、11月の本市の感染状況についてですが、茨城県では、令和4年9月2日から、医療機関が新型コロナウイルス感染者の発生届を出す対象を65歳以上の者及び基礎疾患などによる重症化のおそれがあるものとしております。

その発生届出基準に基づき、県が公表している当市の感染者数は、10月が83人、11月が193人となっております。

次に、子どもがいる家庭への新型コロナウイルス抗原検査キットの無料配布についてでございますが、県においては、県内在住で感染不安を感じる方、発熱等の症状がない方、濃厚接触に該当しない方、これら全ての要件を満たす方に対し、感染状況を踏まえ、当面の間、薬局等で抗原検査を実施しておりますので、市で実施する考えはございません。

11月末現在で県内487店舗の薬局等で無料検査が受けられ、市内では5店舗の薬局等が該当しており、県全体の抗原検査数ですが、10月は1万1,044件、11月は1万4,335件となっております。

次に、ワクチン接種の実施状況ですが、現在は、生後6か月から4歳までの乳幼児、5歳から11歳の小児、12歳以上の方の3つの年齢層に分けて実施してございます。

生後6か月から4歳までの乳幼児は、従来型のワクチンで11月19日から接種を開始し、第1回目の接種は、11月末現在で27人、2.9%の方が受けており、引き続き3回目接種までを実施してまいります。

次に、5歳から11歳の小児ですが、乳幼児同様、従来型のワクチンで3回の接種が基本であり、11月30日現在で、1回目が835人、39.9%。2回目接種で829人、39.6%。今年9月より開始された3回目接種については290人、13.9%の接種となっております。

12歳以上の接種におきましては、59歳までの方は、現在、主に4回目の接種を実施しておりますが、例外として59歳以下の方でも、基礎疾患がある方及び医療従事者等の方におきましては、60歳以上の方と同様に5回目接種を実施しているところでございます。

ワクチンの種類ですが、1・2回目接種は従来株のワクチンで行うこととなっております、現在も接種希望の方に実施しているところでございます。

3回目からの追加接種は、10月3日以降、オミクロン株対応の2価ワクチンを使用してございます。

現在の接種状況ですが、対象者4万6,027人のうち、1回目接種者は4万3,364人、94.2%。2回目接種者は4万3,227人、93.9%。3回目接種者は3万7,663人、81.8%。4回目接種者は2万6,230人、57%です。また、11月に開始されました5回目接種者は6,403人、13.9%となっております。

当市の接種状況ですが、生後6か月から4歳までの乳幼児接種につきましては、開始間もないため国県との比較ができませんが、それ以外の年代につきましては、直近の国県の接種率と比べ

て高い状況となっております。

次に、ワクチン接種の推進についてでございますが、対象者あての通知に同封する事業案内や、広報、ホームページ掲載等により周知を行うほか、小児に関しましては、市内保育園、幼稚園や小学校を通じて保護者宛てにチラシ配布等を行っております。

さらに、接種予約をする際にLINE登録をされた方には、随時お知らせ機能を使いまして、情報提供をしております。

今後もこのような媒体等を通じまして、積極的に接種の推進に努めてまいります。

続きまして、第9期介護保険事業計画策定についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、介護認定の状況及び介護サービスを利用されていない方の状況についてでございますが、まず、過去2年間の介護認定者につきましては、令和2年度末現在で3,588人、令和3年度末現在で3,561人でございます。

次に、直近の介護度別の認定状況についてでございますが、令和4年9月末現在で、要支援1が398人、要支援2が250人、要介護1が1,114人、要介護2が505人、要介護3が455人、要介護4が511人、要介護5が360人、合計3,593人となっております。

また、介護サービスを利用されていない方の状況についてでございますが、本市及び審査を行っております茨城県国民健康保険団体連合会においても、正確に把握している状況にはございません。

一方、介護サービスの利用状況は把握しているものの、複数のサービスを利用されている方も含まれておりますことから、あくまでも概算ではございますが、令和4年9月末現在で2,986人の方が介護サービスを利用しているものと見ており、認定者数に対し約17%、600人程度が介護サービスを利用していないものと見ております。

次に、第9期の介護保険料の算定についてでございますが、令和6年度を開始年度とします第9期介護保険事業計画に基づき算定していくこととなっております。

この第9期介護保険事業計画の策定につきましては、本年度は高齢者の状況等を把握するアンケート調査を実施しており、その結果なども踏まえて、来年度、外部の委員で構成されます常陸太田市高齢者福祉計画介護保険事業計画策定委員会において審議、検討を行っていく予定でございます。

いずれにしましても、介護保険料の算定に当たりましては、社会保障としての給付と負担とのバランスを保ちつつ、本市が持続可能な保険者として運営していくため、支払い準備基金の状況や、保険料の軽減措置などを踏まえ、適切に算定してまいりたいと考えております。

次に、介護保険制度改正に対する国への要望についてのご質問でございますが、現在、国の社会保障審議会介護保険部会において、議員ご発言の内容が審議されているものと認識しておりますことから、今後の当審議会の動向を注視してまいりたいと考えております。

続きまして、補聴器購入の補助制度についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、第8期高齢者福祉計画の策定時に実施したアンケート調査についてでございますが、この調査は高齢者の生活状況や健康状態を伺うことにより、当該計画の策定の基礎資料とするた

め、介護認定を受けていない65歳以上の高齢者のうち2,700人を無作為に抽出し、介護予防日常生活圏域ニーズ調査として、令和元年12月に実施いたしました。

その際、補聴器の保有についての調査項目を設け、1,983人、73.4%の方から回答をいただいております。

その中で、補聴器を使用していると回答された方が99人で、全体の約5%となっております。また、補聴器を保有しているが使用していないと回答された方が29名という状況でございます。

次に、国県に補聴器購入の補助制度創設を求めることについてでございますが、現在のところ、国県におきまして補聴器購入の補助制度は設けられていないところでございますが、国においては補聴器使用による認知機能低下予防の効果を検証する研究がなされていると承知しており、こうした動きについては注視してまいりたいと考えてございますが、現状においては要望等は考えてございません。

次に、本市独自に補聴器購入の補助制度を創設することについてでございますが、今後の国の施策等の動向に注視してまいりたいと存じます。

続きまして、インボイス制度の導入問題についてのご質問のうち、シルバー人材センターへの影響についてのご質問にお答えをいたします。

インボイス制度が導入されますと、個人事業主であるシルバー人材センターの会員はインボイスを交付することができないため、シルバー人材センターにおいて仕入れ税額控除ができなくなり、消費税負担が発生することで運営が困難になるものと懸念されておりました。

しかしながら、これまで茨城県議会をはじめ多方面からシルバー人材センターに対する意見書や要望書等が提出されており、政府与党においても影響が生じない方向で見直しが進められている状況でございます。

本市シルバー人材センターにおきましても、茨城県シルバー人材センター連合会の方針を踏まえ、事務費率を引き上げる方向で調整をいたしました。今般の制度見直しの動きもございまして、その動向を注視しつつ、適切に対処してまいりたいと考えてございます。

○藤田謙二議長 商工観光部長。

〔根本晋商工観光部長 登壇〕

○根本晋商工観光部長 インボイス制度導入問題について、(1)インボイス制度が市内中小企業等や地域経済に与える影響についてのご質問のうち、インボイス制度の導入によって市内中小企業等が受ける影響と対応についてのご質問にお答えいたします。

インボイス制度の導入による市内中小企業等への影響につきましては、特に、年間売上げが1,000万円を超えず、これまで免税事業者として扱われてきました小規模な事業者につきましても、今後は税務署の登録を受けなければインボイス、適格請求書の交付ができないことから、取引先から課税事業者になるよう要請されるなど、従来の取引に影響が出る可能性があるものと考えております。

なお、インボイス制度への登録は、その事業形態を踏まえ、事業者が任意で決めることになる

ため、事業者自身が適切に判断できるよう制度をよく理解していただくことが重要と考えております。

これまで、税務署では昨年11月以降、月に2回の説明会を開催してきたほか、現在は課税事業者向けと非課税事業者向けに分け、それぞれ2回、月に4回実施してございます。

また、市商工会におきましても昨年度に研修会を開催しているほか、今年9日にも研修会を開催する予定となっているなど、制度の周知に努めているところでございます。

市といたしましても、国の動向を注視しながら、関係機関と連携し、これらの制度周知に協力してまいります。

○藤田謙二議長 宇野議員。

〔17番 宇野隆子議員 質問者席へ〕

○17番（宇野隆子議員） まず、最初に、市長にお伺いいたしました東海第2原発の問題ですが、この原油高騰、それから電力逼迫といえますか、そういうことで、私から言わせればこれ幸いと言うのかですね、岸田首相は東海第2原発も含めてですけれども、再稼働に本当に今のめりになっていると。これを強く感じております。

東海第2原発も今後70年が動かせると。そういうようなことで、運転の延長などをはじめとして、できるだけ規制庁の基準に合格すれば、できるだけ早く稼働しなさいと。このようなことで発破をかけていると。

東海第2原発の問題では、私もこれまで何回も言い続けてきておりますけれども、広域避難計画の問題では、対象人口が14市町村で94万人というわけです。過酷事故が起きて、避難をしなければならないという事態になったときに、安全な避難ができるのかどうか。密集地にありまして、とにかく94万人ですから、この避難は到底不可能であると。こういうことを私は言ってきました。また、水戸地裁が避難計画の不備、これを理由にして、昨年3月に運転差止めという判決を出しておりますけれども、この実効性のある避難計画、これは14市町村が対象になっているわけですが、水戸市や東海村もまだですね。太田は一応つくりましたということで、5市町村がそういうことになっておりますけれども、避難計画がつかれない、バスの手配もかなわないと。こういうところで、私は安全に住民が避難できない、こういう東海第2原発は、もう動かしてはならないと、このように思うわけですね。

総合的に、市長は、これまでも判断していきたいということでもありますけれども、状況も、そういうことで、国が、全面的に立って今進めているというような中で、やはり、先ほど、市長が答弁されましたように、事前了解権、これは、試運転でも、この事前了解権は生かされるというようなことで、大井川知事が答弁されておりますので、やはり、とにかく、危険であると。こういう原発は、動かさないと。そういう立場で、ぜひ、総合的な判断をしていただきたいと。このことをお願いをしたいと思っております。

2番目の新型コロナウイルス感染症対策についてですけれども、1点目は分かりました。

2点目について、私はやはり今回、インフルエンザと、今後このワクチン、これの同時流行ということで、大変心配されていると。そして、本市においても、保育園の休園、あるいは、学級

閉鎖等々が、これまでも行われてきたわけですね。10・11月には続けてこういうことがありました。

やはり、子どもたちを感染から守るということにおいては、私は、やはり、親御さんが、一番お子さんの様子分かるわけですから、やっぱり子どもの様子がおかしいなと思ったときに、やはり家庭にそういうことで配布されていれば、家庭で検査ができると。早めに検査ができると。そして対応が、これも、そうすれば対応も、適切にできると。そういうことで、ぜひ、お子さんのいる家庭、お子さんという、どこまでを指すのかと。就学前までの子どもにするのか、10歳までの子どもにするのか、これはいろいろあると思いますけれども、やはり、すぐに検査ができるような対応と、これが私は大事だと思うんですね。ですから、さらなる検討を行ってほしいと、このように思うわけですが、いかがでしょうか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 新型コロナ感染対策に係る再度のご質問にお答えをさせていただきます。

県では感染不安を感じる方等への無料検査のほか、第8波に向けまして自己検査の推奨をしております、抗原検査キットの備蓄をお願いしているところでもございますことから、現在においては市において配布する考えはございません。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番(宇野隆子議員) 備蓄というのはどこに備蓄されていることを指していますか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 それぞれのご家庭に備蓄されることをお願いしているところでございます。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番(宇野隆子議員) 分かりました。それぞれの家庭で準備をなささいということなわけですね。

そういうところで負担をご家庭にかけるのではなく、やはり市が責任を持って、子どもたちのコロナ感染を防ぐと。そういう意味での無料の配布、これはぜひ行っていただきたいと。今のところは考えていないということですが、再度お願いしておきたいと思えます。

3点目の接種ですが、1回目、2回目、3回目、81.8%、4回目57%と。今、この57%、4回目については接種を続けているという状況にあるわけですか。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 議員ご発言のとおりでございます。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番(宇野隆子議員) 推進をよろしく申し上げます。

3点目の介護保険についてということで、令和5年度は8期の最終年度になるわけで、9期に向けての策定ということで、やはり気になるのは、保険料を幾らにするのかということで、先ほど2点目に、6億円近くある支払い準備基金等を使って、もう保険料は上げないと。もうそれだ

けあれば、これから保険給付がどのぐらいになるのかというようなことで、きちんと精査をしていくんでしょうけれども、これだけあれば、上げなくても、9期3年間やっていけるのではないかと、このように感じるわけですけども、基本的な考え、保険料についての。再度伺います。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 計画策定につきましては、現在アンケート調査を始めたばかりでございます。今後、サービスの量的なものを見極めながら対応してまいりたいと考えてございます。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番(宇野隆子議員) 支払準備金の活用はしっかり保険料の軽減に充てていくということですね。

○藤田謙二議長 答弁を求めます。保健福祉部長。

○柴田道彰保健福祉部長 支払準備基金の活用につきましては、今後のサービスの量などを見極めながら対処していきたいと思っております。

○藤田謙二議長 宇野議員。

○17番(宇野隆子議員) 分かりました。4番目の補聴器購入の補助制度についてということでも伺いましたけれども、先ほど部長答弁の中にもありましたけれども、私も高齢者の補聴器装用ということで、認知機能を改善させるのかというようなことで、補聴器の使用と認知機能との関係について研究する国立病院機構東京医療センター感覚器センター聴覚障害研究室室長神崎晶さんという方が、高齢者への補聴器装用は脳を変化させて認知機能を改善させるのかというようなことで研究報告をしておりますけれども、先ほど、この辺りのお話をされたのかと思いますけれども、この結果、例えば65歳以上の難聴者への補聴器の装用が視覚に関係した脳の負担の軽減に寄与する可能性が示されたと。これは新しい知見であり、今後も大規模な追跡調査や解析を進めていく必要性を感じておりますと最後に報告の中で語られておりますけれども、やはり補聴器使いつらいと、買った方がいいが使ってないとか、先ほどのアンケートの中でも言われておりますが、やはり眼鏡屋さんに聞きますと、大体月に1回とか、調整が一番大事だと。こういう話もされておまして、調整に来ていただきたいんですよねという話がありますが、使いつらいのが一つ、それから、27万前後するよということ、いろいろ料金いいのももっと上あるんでしょうけども、高いと。そういうところでは、茨城県では残念ながら、古河市が助成制度を早く始めましたけれども、その後、どこも続いていないと。現状としてはですね。でも、全国的には、101の、これ4月の時点ですけども、101の市町村が、いろんな形で補助制度を実施していると。こういうこともありますので、よく今後研究などもされまして、ぜひ、県、国までこういう話が届けばいいと思うんですけども、せめて県あたりには、県で助成できないかと。こういうようなこともぜひ機会があれば話していただきたい。このように思います。

最後に、インボイス制度につきましても、国は来年の10月1日からというようなことで早くからインボイス制度の導入というのは言っていましたけれども、今、国会の中でも、この中身について、出されております自民党さんからも、延期だ、いや廃止だ中止だということで、閣議の中でも様々な今出ているということで、非常に無責任だなという感じがするんですけども、今

後、きちんと、インボイス制度の問題点も見極めながら、免税事業者、この人たちの仕事、営業、これ守っていかなければなりませんので、そういった意味ではシルバー人材センターさんとももちろんそうでしょうし、関係機関と市商工会なども含めて、どう、この事業者を守るか、そして地域経済を停滞させないために、連携していくというようなことでの話合いを進めていっていただきたいと。

この内容は、インボイス制度そのものは、新たな消費税増税ですからね。免税業者に対する。だから、ますます、こういう、景気が悪いときに、また、新たな負担をとということになったら、本当に死活問題だと。こういう業者さんの声もありますので、しっかり状況を見ていって、支援も新たにお願いしたいと、このようにお願いをいたしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○藤田謙二議長 本日の一般質問はこの程度にとどめ、残りは明日の本会議で行います。

以上で本日の議事は議了いたしました。

次回は明日定刻より本会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

午後 2 時 4 9 分散会